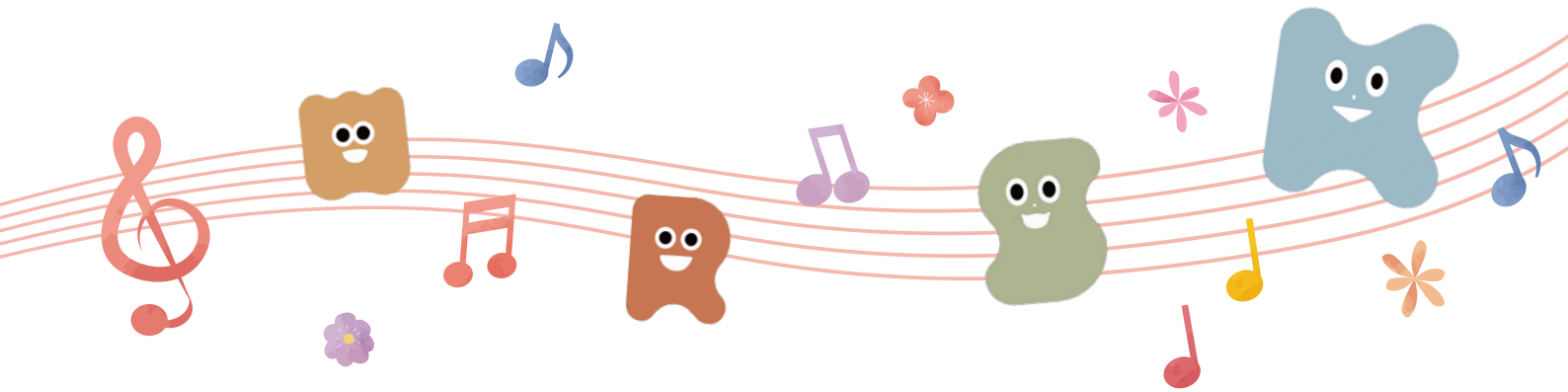
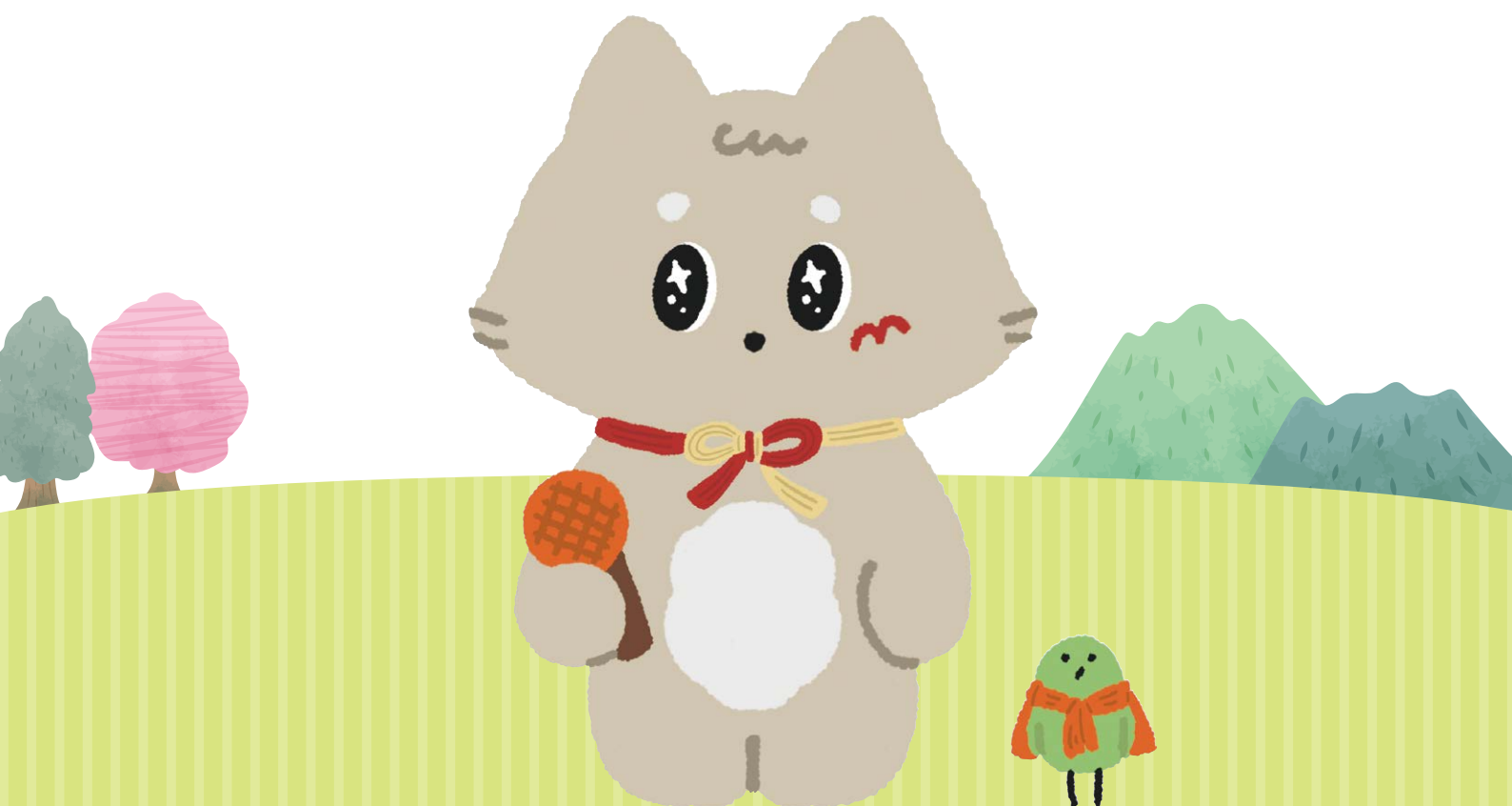




第三期 丸森町 子ども・子育て支援事業計画

こどもの未来を全力応援！



令和7年3月
丸森町

丸森の、 おとなたちへ。

丸森町の豊かな自然と文化の中で、
故郷に愛着と誇りを持ち、心豊かで健やかに育ってほしい。
そう、みんなが願う丸森のこどもたち。

故郷を残すために、だからこそ。
変わるべきは「おとなたち」なのかも。

追いかけていた夢があるなら「一緒にがんばろう」と、手を繋ごう。
旅立ちたい道があるなら「いってらっしゃい」と、背中を押そう。
いつか舞い戻った時には「おかえりなさい」と、抱きしめよう。

今こそ、全力で。

こども全力応援宣言

令和6年1月1日 宮城県丸森町



丸森町
MARUMORI TOWN



はじめに

我が国においては、少子高齢化の急速な進行や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、こども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題への対応が求められています。

全国的な傾向である人口減少は、労働力不足や社会保障負担の増加など、社会経済への深刻な影響が懸念されます。また、働き方改革として、長時間労働の是正や子育てと仕事を両立させる柔軟な働き方の導入が進められているものの、結婚や出産をあきらめる方や、悩みや不安を抱えながら子育てをしている方がいらっしゃいます。



このようなこども・子育てを取り巻く社会的背景の下、国では、若年人口が急激に減少する2030年までに少子化傾向を反転させることを目標に掲げ、令和5年(2023)4月に「こども基本法」を施行し「こども家庭庁」を発足させました。これはこどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指すもので、若い世代が結婚や出産の希望を叶え、安心して子育てができる社会やこどもたちが笑顔で暮らせる社会となるよう、様々な施策が同年12月に策定された「こども大綱」に盛り込まれました。

本町においても、丸森町に生まれ育つこどもたちが、将来に向かって希望を持って健やかに成長できるよう、心豊かに育つふるさとづくりを進めるため、令和6年1月に「こどもの未来を全力応援！丸森町」をキャッチフレーズとする「こども全力応援宣言」を行い、地域一丸となってこどもと子育て家庭を支える取組を推進しています。

このたび、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、「第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

こどもは私たちの希望であり、未来を創る大切な存在です。新たな計画では、基本理念を「すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長できるまちを目指します。」とし、こども全力応援宣言の浸透を図るとともに、地域社会全体が連携・協働しながら、こどもたちや子育て家庭としっかり向き合い、こどもたちが元気で健やかに育つことができるまちづくりを進めてまいりますので、皆様のより一層の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査等に御協力いただきました町民の皆様、活発な御意見を賜りました丸森町子ども・子育て会議委員の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

丸森町長 保 科 郷 雄

● ● 目 次 ● ●

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
第2節 計画の位置付け・計画期間	3
第3節 策定体制	6
第2章 丸森町のこども・子育てを取り巻く現状	7
第1節 丸森町の現状	7
第2節 教育・保育の状況	17
第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）	19
第4節 第二期計画での取組状況	29
第3章 計画の基本理念・基本目標	37
第1節 基本理念	37
第2節 基本目標	38
第4章 こども・子育て支援施策の展開	39
第1節 施策体系	39
第2節 施策の取組	40
基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる	40
基本目標2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる	43
基本目標3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある	49
基本目標4 仕事と子育ての両立ができる	53
基本目標5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる ..	55
基本目標6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす	61
第5章 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保	63
第1節 教育・保育提供区域の設定	63
第2節 教育・保育の提供	64
1 計画期間における児童数の見込み	64
2 教育・保育施設の量の見込み及び確保方策	66
第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実	70
1 地域子ども・子育て支援事業について	70
2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	80
第6章 計画の推進	81
第1節 計画の推進体制	81
第2節 計画の進行管理	82

資料編.....	85
資料1 策定経過.....	85
資料2 丸森町子ども・子育て会議条例.....	86
資料3 丸森町子ども・子育て会議委員名簿.....	88
資料4 用語解説.....	89

【「こども」の表記について】

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

（特別な場合の判断）

① 法令に根拠がある語を用いる場合

例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

② 固有名詞を用いる場合

例：既存の予算事業名や組織名

③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

このことから、本計画においても平仮名表記の「こども」を用いています。

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨・背景

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化の進行は、2023 年の出生数が 72 万 7288 人と過去最少を記録する状況となっています。その背景には、経済的な不安定さや子育て教育に係る経済的負担、仕事と子育ての両立の難しさ、子育て中の孤立感や負担感など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

こうした中、国ではすべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が令和 5 年 4 月に施行され、同年 12 月には「こども大綱」が定められました。また、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長され、地域や職場における子育てしやすい環境の整備に向け、引き続き地域のほか事業主の取組支援の充実も図ることとされています。

丸森町（以下「本町」という。）においても少子化問題は依然重要な課題であり、平成 27 年度から国の子ども・子育て支援新制度に対応しつつ、「すべての子どもが健やかに育つよう、みんなでそれぞれができることを行い、子どもと子育て家庭を地域全体で支えていくまちづくりをすすめていきます」を基本理念として、「第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援を推進してきました。

令和 6 年 1 月には「こどもの未来を全力応援！丸森町」をキャッチフレーズとしたこども全力応援宣言を行い、地域一丸となってこどもと子育て家庭を支える取組を推進しています。

このたび第二期計画が最終年度を迎えることから、令和 7 年度を初年度とする今後 5 年間の本町のこども・子育て支援について定める「第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定し、引き続き、きめ細かい・切れ目のないこども・子育て支援環境の充実に取り組みます。

2 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

新たな計画策定にあたり、近年の子ども・子育てに関する法律、制度等の動向を次のとおり整理します。

図表 子ども・子育てに関する法律、制度等の動向

平成24年	●子ども・子育て関連3法成立
平成27年	●子ども・子育て新制度開始。第一期子ども・子育て支援事業計画スタート
令和元年	●幼児教育・保育の無償化（幼保無償化）を実施 ●子ども・子育て支援法が改正 ●子ども・子育て支援法に基づく基本指針 ^{※1} の改正・第二期子ども・子育て支援事業計画策定 ●子供の貧困対策に関する大綱
令和3年	●「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 ⇒「こどもまんなか社会 ^{※2} 」の実現を目指すことが趣旨
令和5年	●こども基本法の施行 ⇒こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定された。 ●こども家庭庁発足 ⇒「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担う。子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策 ^{※3} は、こども家庭庁に移管された。 ●こども未来戦略・こども大綱が閣議決定
令和6年	●子ども・子育て支援法等の改正 ⇒ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充ほか、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた。 ●次世代育成支援対策推進法の改正 ⇒令和7年3月末までの時限立法が令和17年3月末まで延長 ●基本指針の改正・第三期子ども・子育て支援事業計画策定 ●子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

※1 子ども・子育て支援に関する施策を進めるための基本的な考え方を示したもので、自治体はこの指針をもとに計画を策定。

※2 こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点でこどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする、というもの。

※3 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備、及びこれらと一体的に進める必要のある施策（地域子ども・子育て支援事業などを含む）のこと（こども基本法第2条）。

第2節 計画の位置付け・計画期間

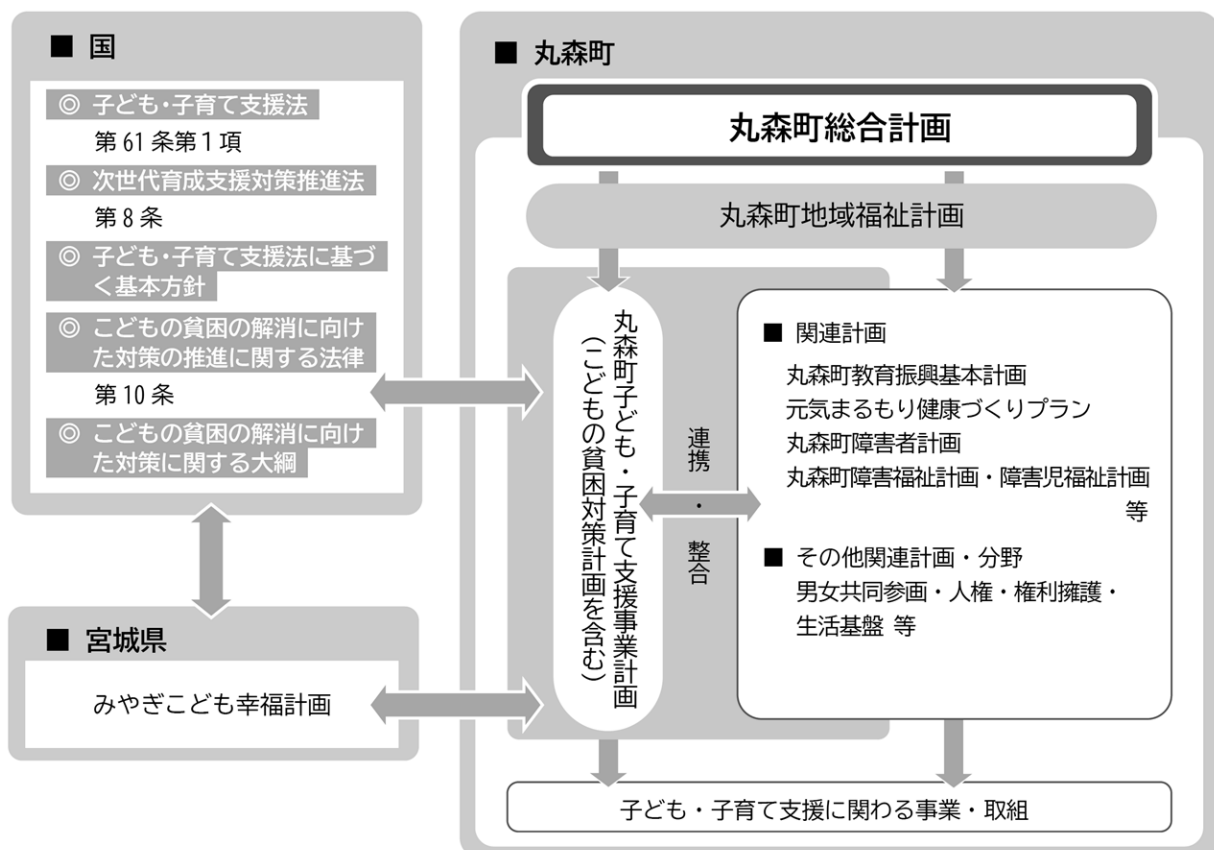
1 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべてのこどもと子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体でこども・子育てを支援していくため、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的確保」、「地域のこども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」における取組、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条の規定及びこどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」に係る取組についても、こどもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて定めることとします。同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めます。

図表 計画の位置付け



【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）】

（都道府県計画等）

第十条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じで見直しを行うこととします。

また、国、県の動向を勘案しながら、今後の策定が見込まれる「市町村子ども計画」との整合を図り、それぞれの支援対象別や重なる部分、社会情勢や本町の状況を踏まえ、子ども・子育て支援施策へ反映していくこととします。

図表 計画期間



3 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しています。

本計画における各施策・事業の推進にあたっては、こどもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携して安心してこどもを生み、育てる環境の実現に向けて SDGs の理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



第3節 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を反映するよう努めました。

1 子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたっては、保護者、子育て支援事業関係者、学識経験者で組織する「丸森町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容及び施策推進に関する事項についての審議を行いました。

2 アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者、中学生、高校生を対象として、次のことを把握するアンケート調査を実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。
- 中学生、高校生の丸森町での暮らしの意識・意見を把握すること。
- 生活実態（貧困の状態）を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配布数	回収数	未回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	297 票	218 票	79 票	73.4%
	小学生のいる世帯	392 票	349 票	43 票	89.0%
	中学生	151 票	125 票	26 票	82.8%
	高校生	259 票	99 票	160 票	38.2%
	小学5年生児童・保護者	80 票	68 票	12 票	85.0%
	中学2年生生徒・保護者	92 票	73 票	19 票	79.3%
調査期間	令和6年2～3月				
調査方法	就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯：施設、学校での配付・回収 中学生：学校での配付・回収 高校生：郵送での配付・回収 小学5年生児童・保護者、中学2年生生徒・保護者：学校での配付・回収				

3 パブリックコメント（意見公募）の実施

本計画の策定にあたり、令和7年2月14日から2月28日までの間パブリックコメント（意見公募）を実施し、幅広く意見を募集しました。

4 庁内連携

庁内の各課等で組織する「丸森町こどもの未来を全力応援推進本部」を設置し、総合的な子育て支援対策及び推進についての協議を行いました。

第2章 丸森町のこども・子育てを取り巻く現状

第1節 丸森町の現状

統計数値について

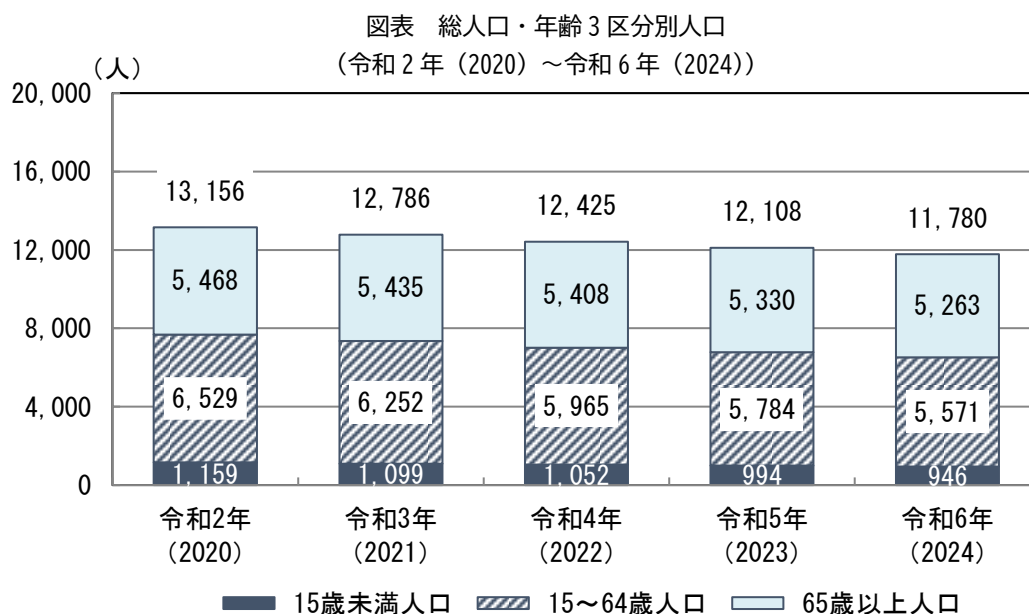
- 掲載の数値は各種統計数値及び実施事業の結果を掲載しています。
- 図表の構成比（百分率）は、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

1 人口

（1）総人口・年齢3区分別人口

本町の総人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で11,780人（男性5,937人、女性5,843人）となっており、令和2年から令和6年で10.5%（1,376人）減少しています。

また、年齢3区分別人口比率で推移をみると、5年間で15歳未満人口が18.4%（213人）、15～64歳人口が14.7%（958人）、65歳以上人口が3.7%（205人）の減少となっており、各年齢区分で人口の減少が進行しています。



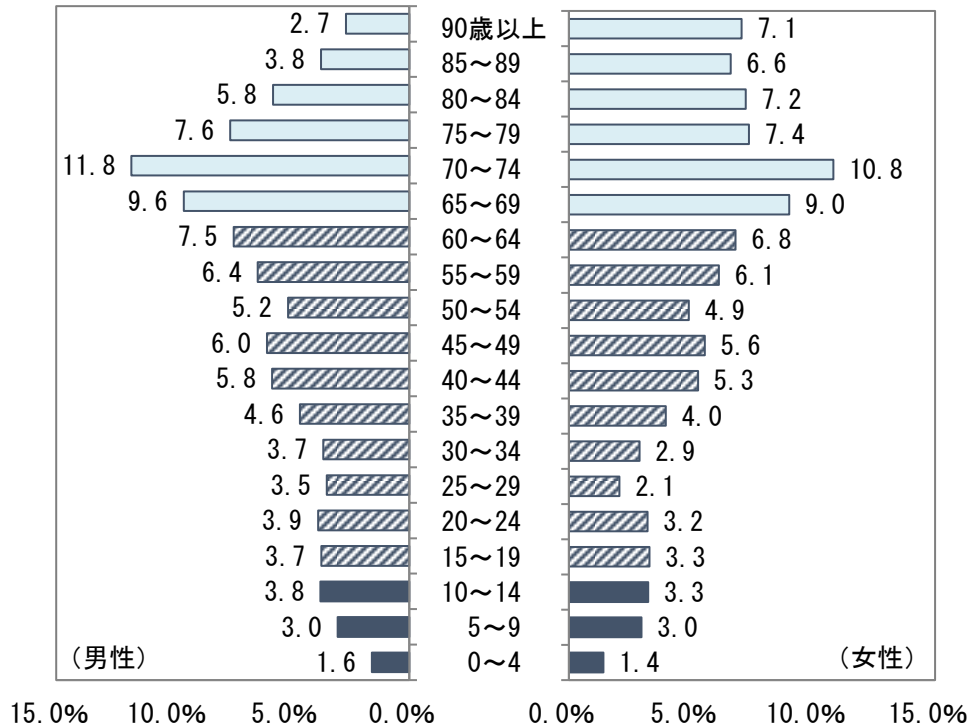
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口ピラミッドによる人口構成

令和 6 年 4 月 1 日の年齢構成をみると、男女ともに 70～74 歳の割合が最も高くなっており、女性に関しては 80 歳以上の各年代が 5.0%を超えており、男性よりも割合が高くなっています。

また、出生数を含む 0～4 歳は男女ともに 1.0%台となっています。

図表 性別・5 歳階級別人口（人口ピラミッド）
（令和 6 年（2024））

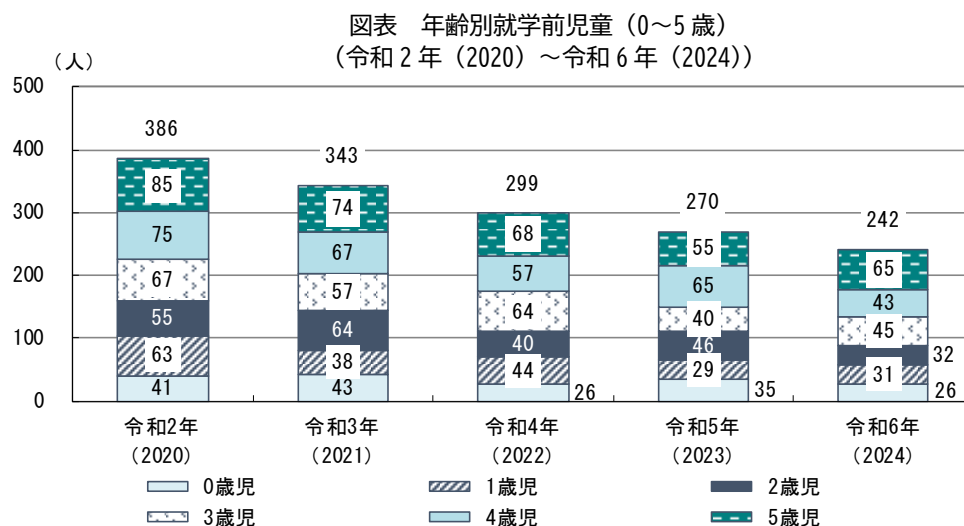


資料：住民基本台帳（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(3) 年齢別就学前児童（0～5歳）

本町の0歳から5歳のこども人口は年々減少しており、令和6年では242人となっています。

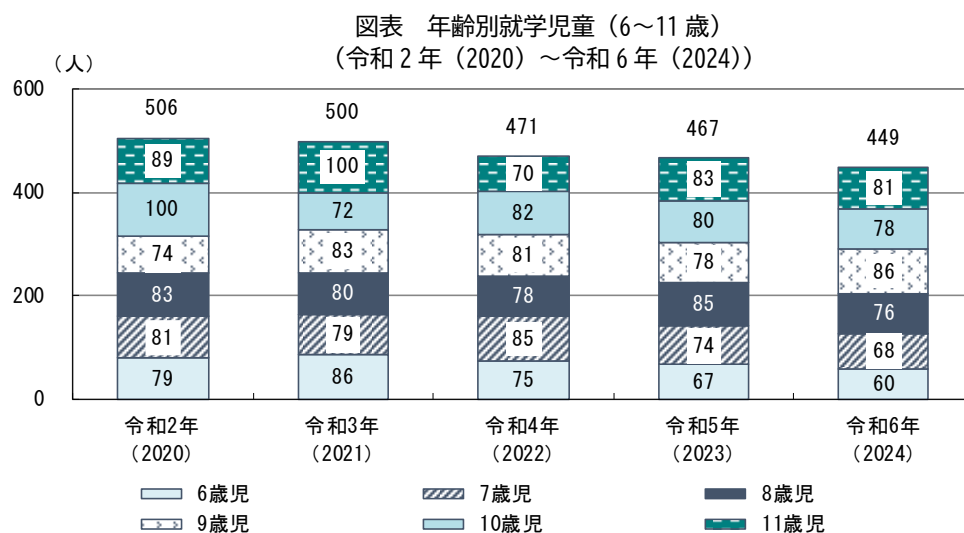
また、年齢別にみると各年で増減はみられますが、各年齢ともに減少傾向にあり、令和6年の0歳児は26人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 年齢別就学児童（6～11歳）

本町の6歳から11歳のこども人口についても各年齢で増減がみられますが、年々減少しており、令和6年では449人となっています。



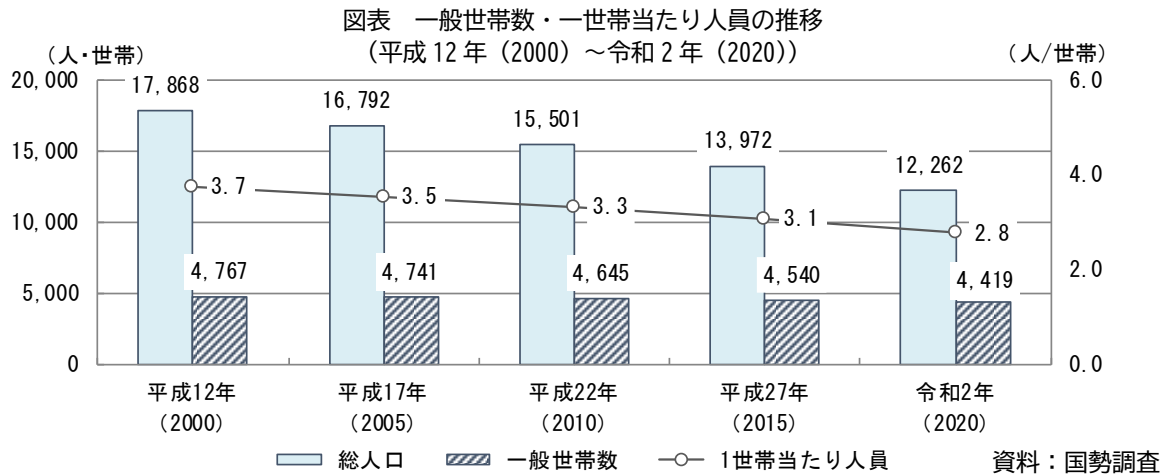
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 世帯

(1) 一般世帯数・一世帯当たり人員

国勢調査による令和2年の一般世帯数は4,419世帯となっており、平成12年以降減少が続いています。

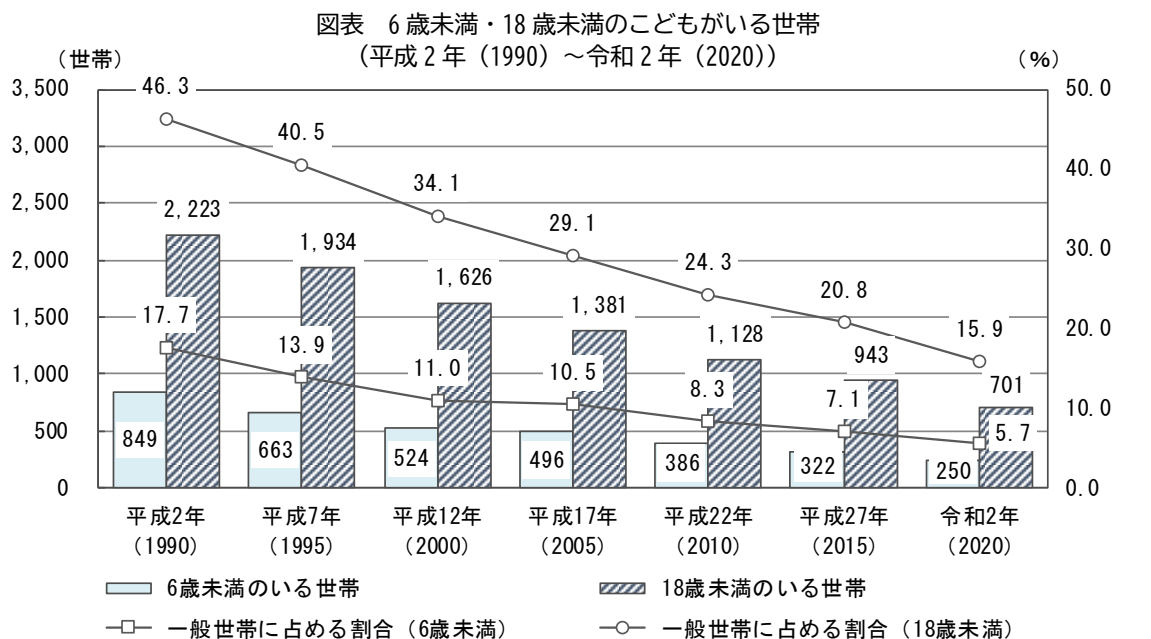
また、1世帯当たり人員においても令和2年は2.8人/世帯と減少が続いています。



(2) 6歳未満・18歳未満のこどもがいる世帯

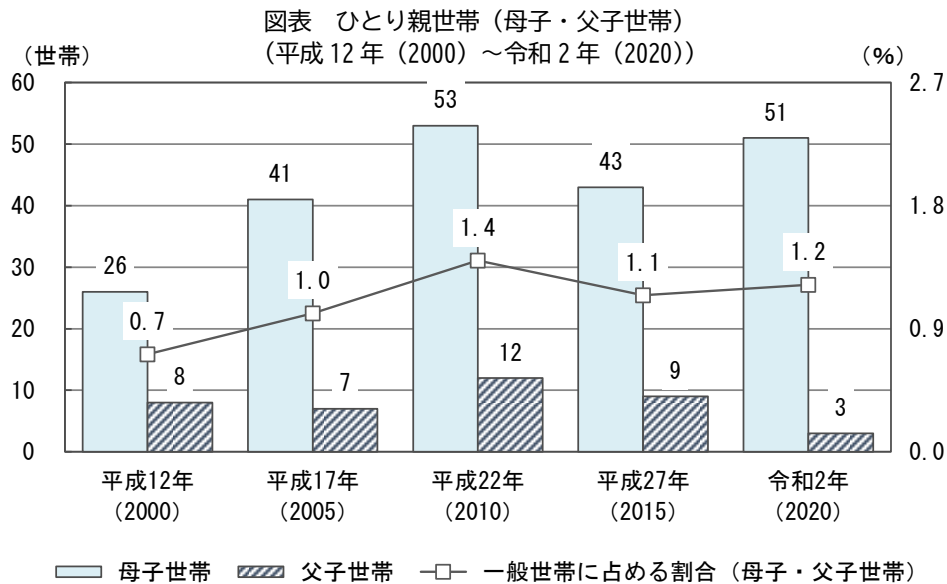
本町の6歳未満のこどもがいる世帯及び当該割合は減少傾向にあり、令和2年では250世帯、一般世帯数の5.7%を占めています。

また、18歳未満のこどもがいる世帯及び当該割合についても減少傾向にあり、令和2年では701世帯、一般世帯数の15.9%を占めています。



(3) ひとり親世帯（母子・父子世帯）

平成 12 年以降のひとり親世帯の推移をみると、直近の令和 2 年では母子世帯が 51 世帯、父子世帯が 3 世帯となっています。

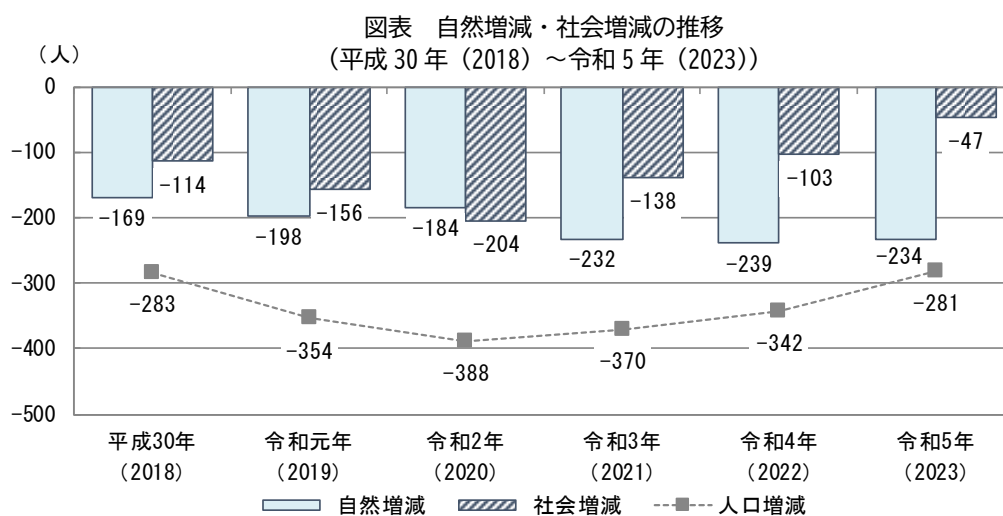


3 人口動態

(1) 自然増減・社会増減の推移

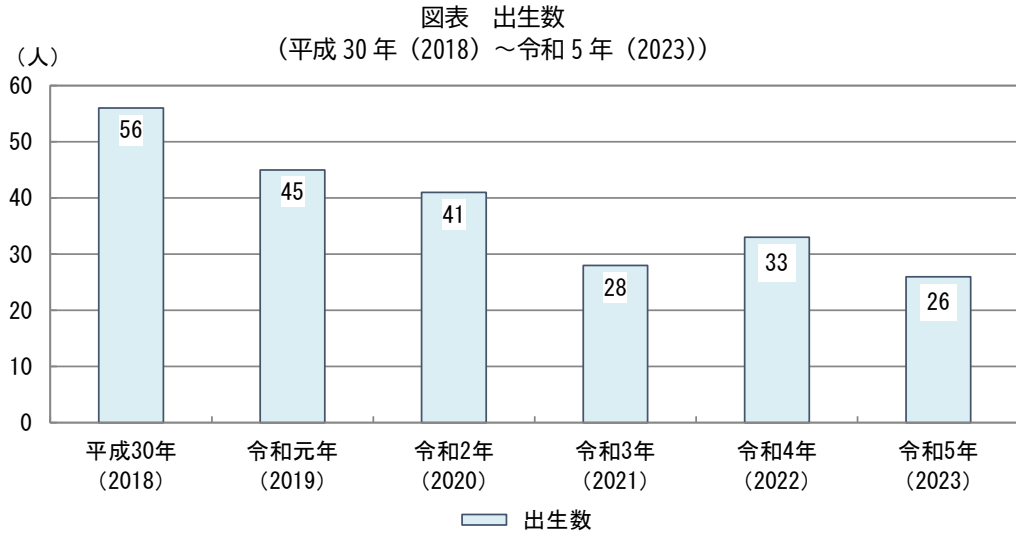
自然増減と社会増減の推移をみると、平成 30 年以降減少が続いており、令和 5 年時点で 280 人の減少となっています。

なお、自然増減は年平均で約 200 人の減少、社会増減は約 130 人の減少となっており、それぞれで人口減少に影響を与えています。



(2) 出生数

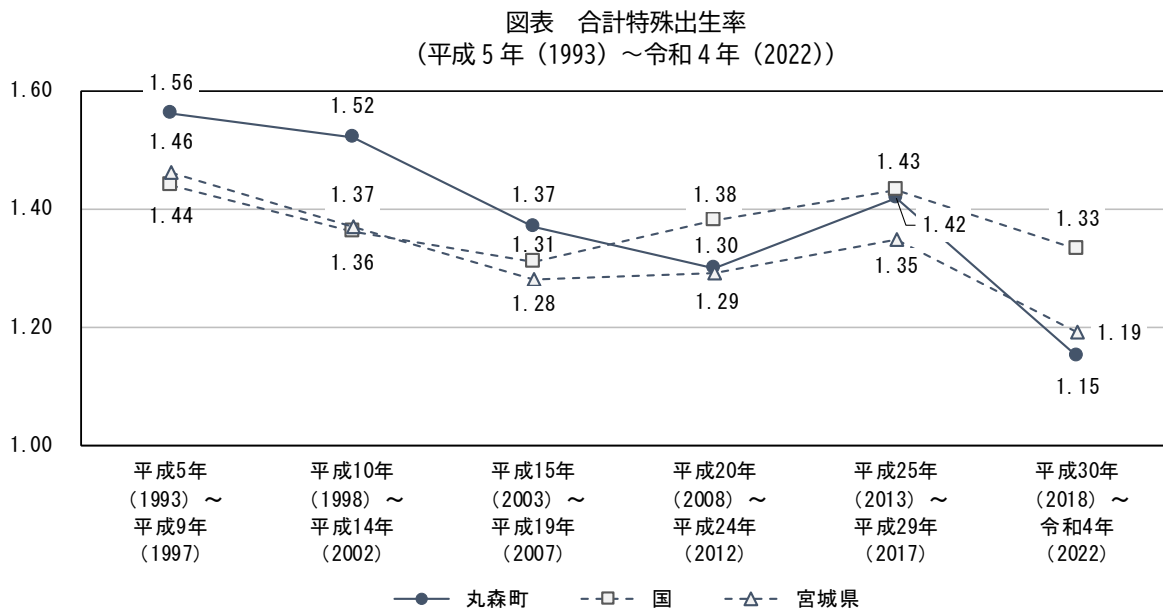
平成30年から令和5年の出生数の推移をみると、令和5年は26人となっており、緩やかな減少傾向にあります。



資料：人口動態統計

(3) 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年～令和4年では1.15となっており、国、宮城県を下回っています。



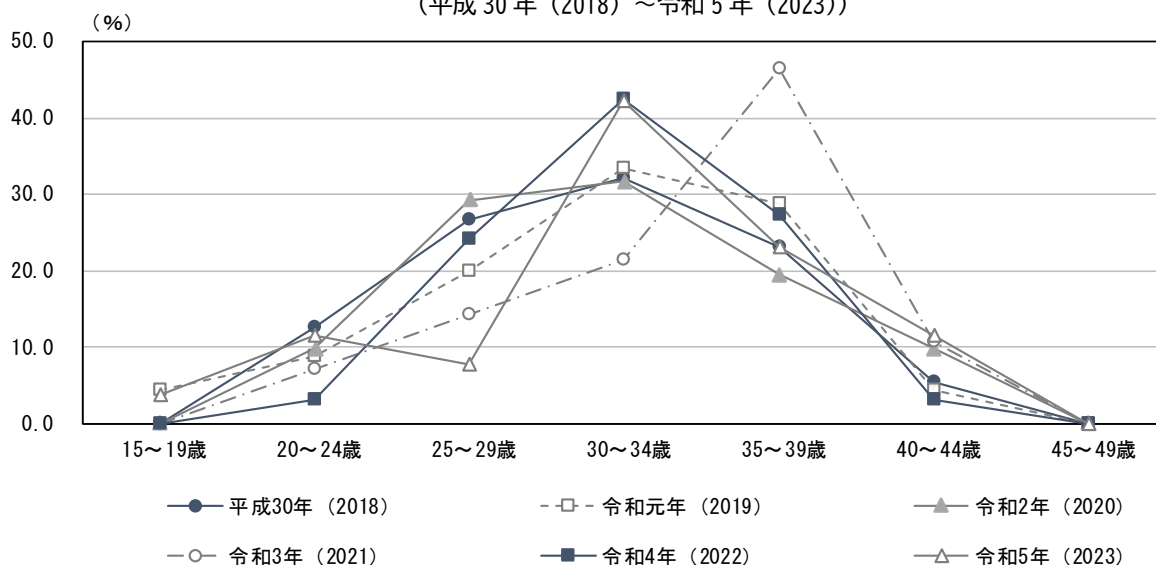
資料：人口動態統計

(4) 母親の年齢（5歳階級）別出生割合

本町の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、全体的な傾向としては30歳～34歳の割合が高くなっています。

平成30年と令和5年を比較すると、30歳～34歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

図表 母親の年齢（5歳階級）別出生割合
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



(単位：人・%)

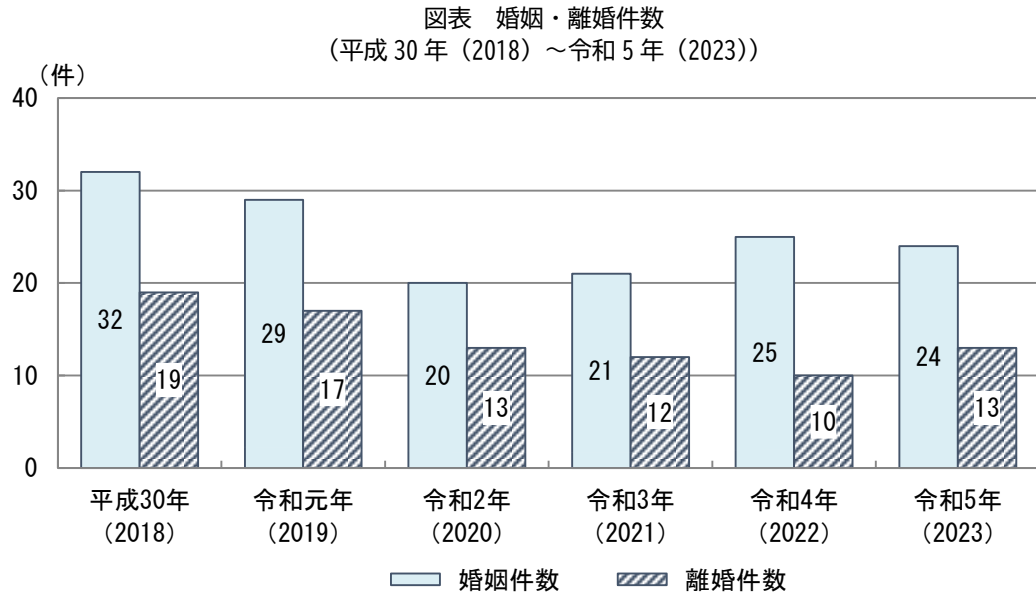
区 分	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)
出生数(合計)	56	45	41	28	33	26
15～19歳	0	2	0	0	0	1
20～24歳	7	4	4	2	1	3
25～29歳	15	9	12	4	8	2
30～34歳	18	15	13	6	14	11
35～39歳	13	13	8	13	9	6
40～44歳	3	2	4	3	1	3
45～49歳	0	0	0	0	0	0
割合						
15～19歳	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	3.8
20～24歳	12.5	8.9	9.8	7.1	3.0	11.5
25～29歳	26.8	20.0	29.3	14.3	24.2	7.7
30～34歳	32.1	33.3	31.7	21.4	42.4	42.3
35～39歳	23.2	28.9	19.5	46.4	27.3	23.1
40～44歳	5.4	4.4	9.8	10.7	3.0	11.5
45～49歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：人口動態統計

(5) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和2年は20件と減少傾向でしたが、以降は増加に転じ、令和4年には25件となっています。

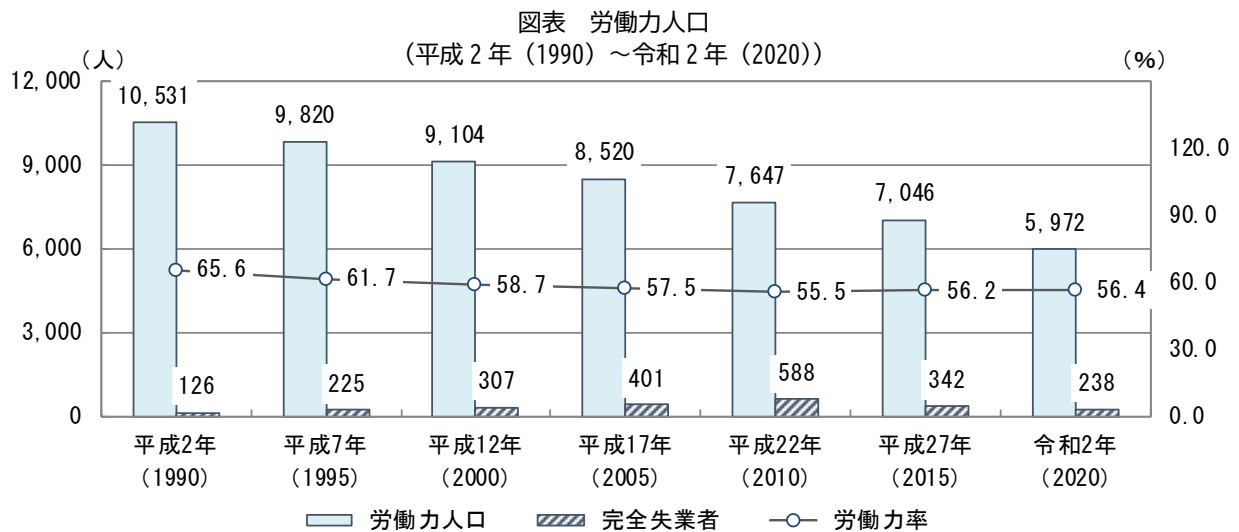
離婚件数は、令和4年まで減少していましたが、令和5年は13件となっています。



4 就業状況

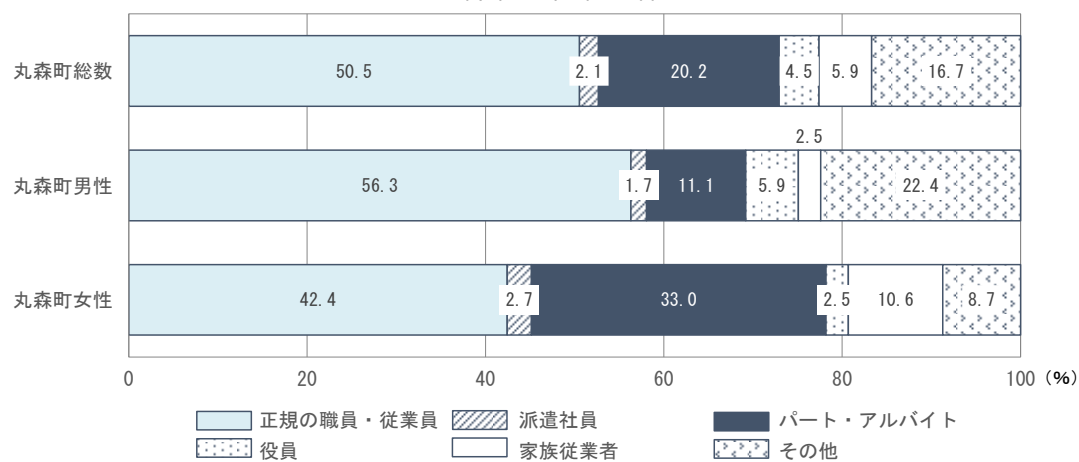
(1) 労働力人口・従業上の地位

本町の労働力人口の推移をみると、平成12年以降減少を続けており、令和2年には5,972人、労働力率は56.4%と減少傾向にあります。



また、女性の従業上の地位をみると、女性は「派遣社員」、「パート・アルバイト」、「家族従業者」の割合が男性よりも高くなっており、特に「パート・アルバイト」は男性の約3倍となっています。

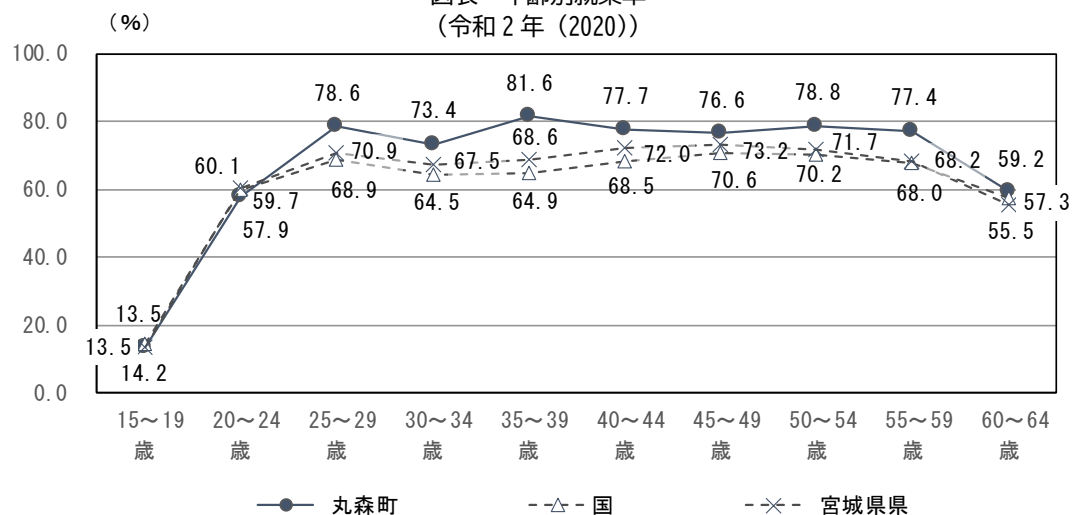
図表 従業上の地位
(令和2年(2020))



(2) 年齢別就業率

年齢別就業率の推移をみると、丸森町の女性は全国や宮城県の女性の就業率より高い数値で推移していますが、結婚・出産期にあたる30～34歳代に就業率が一度低下がみられます。

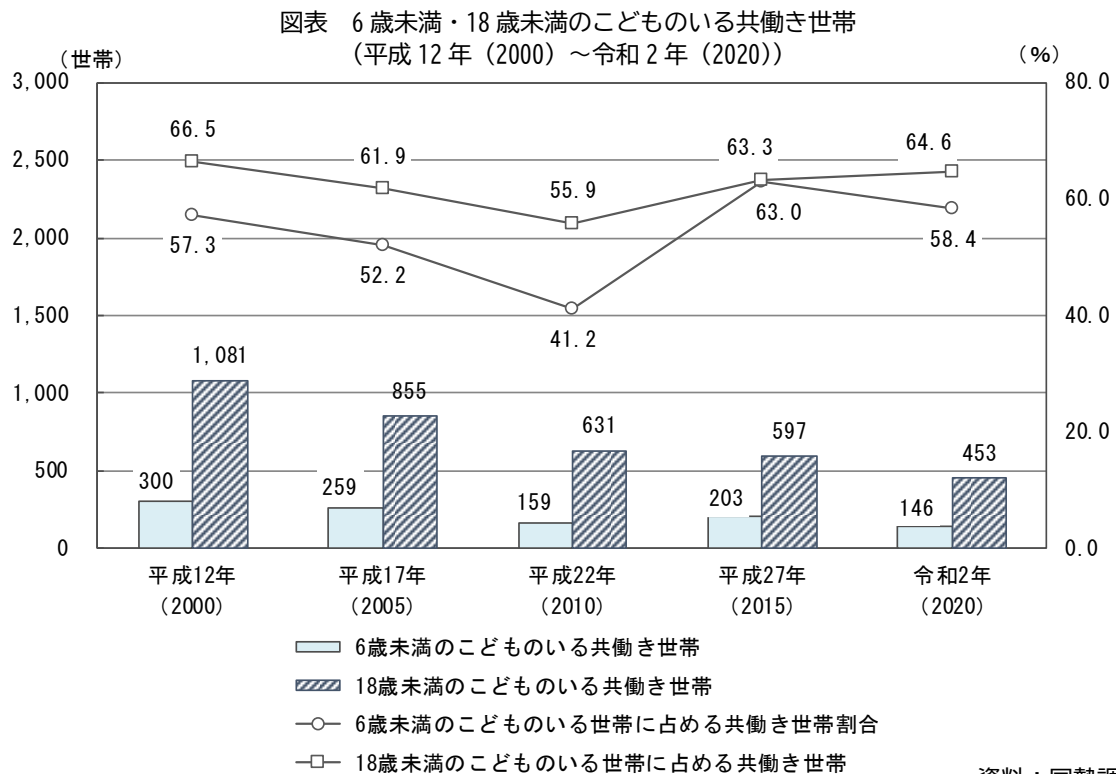
図表 年齢別就業率
(令和2年(2020))



(3) 6歳未満・18歳未満のこどものいる共働き世帯

本町の6歳未満・18歳未満のこどものいる共働き世帯は年々減少しており、令和2年には、6歳未満のこどものいる世帯は146世帯、18歳未満のこどものいる共働き世帯は453世帯となっています。

一方で、特に6歳未満のこどものいる世帯に占める共働き率は、平成22年にかけて減少傾向にありましたが、平成27年時点には63.0%を占めるほか、18歳未満のこどものいる世帯に占める共働き率は増加傾向にあることから、子育てをしながら働いている家庭の割合は、今後も増加するとみられます。



資料：国勢調査

第2節 教育・保育の状況

1 保育所・認定こども園等の状況

丸森町内の保育施設は、令和6年度時点で保育所が1か所、認定こども園が2か所となっています。

大内保育所は、令和2年度までは公立として運営されていましたが、令和3年度以降は私立として運営されています。

また、家庭的保育事業については、令和6年度より休園しています。

なお、町内に幼稚園はありませんが、令和6年度は7人の児童が町外の幼稚園を利用しています。

図表 保育所・認定こども園等の児童数
(令和2年度(2020)～令和6年度(2024))

■保育所の児童数

(単位：人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員(充足率)
大内保育所	26	23	23	20	18	20(90.0%)

■認定こども園の児童数

(単位：人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員(充足率)
丸森たんぼぼこども園	137	112	105	92	93	90(103.3%)
丸森ひまわりこども園	124	124	101	97	82	90(91.1%)

■家庭的保育事業の児童数

(単位：人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員(充足率)
ひっぽそのつ森保育園	5	4	4	3	-	-(-)

■(参考) 町外の幼稚園を利用する町内在住児童数

(単位：人)

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
角田カトリック幼稚園	4	2	4	5	5
ミネ幼稚園	1	2	2	0	0
明泉丸山幼稚園	0	0	0	1	2

資料：子育て定住推進課(各年度4月1日現在)

2 小・中学校の状況

町立小学校児童数は、令和 2 年度以降減少が続いており、令和 6 年度には 433 人となっています。町立中学校生徒数は、令和 4 年度の 276 人以降減少となり、令和 6 年度には 248 人となっています。

図表 小・中学校の児童生徒数
(令和 2 年度 (2020) ~ 令和 6 年度 (2024))

■小学校児童数

(単位：人)

学年	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
合計	488	481	460	457	433
小学 1 年生	75	84	74	65	58
小学 2 年生	76	75	83	72	63
小学 3 年生	83	76	76	84	74
小学 4 年生	71	82	77	75	85
小学 5 年生	96	68	82	79	75
小学 6 年生	87	96	68	82	78

資料：学校教育課 学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

■中学校生徒数

(単位：人)

学年	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
合計	263	256	276	255	248
中学 1 年生	92	88	97	69	82
中学 2 年生	75	93	87	97	69
中学 3 年生	96	75	92	89	97

資料：学校教育課 学校基本調査（各年度 5 月 1 日現在）

第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）

アンケート調査結果のみかた

- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

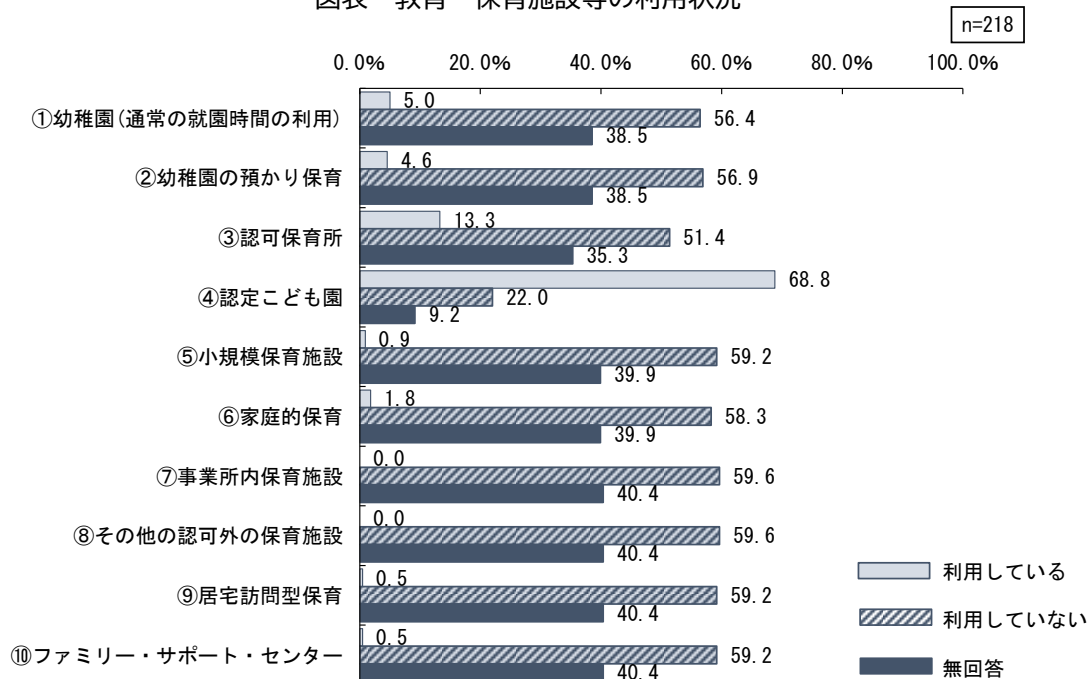
1 教育・保育の利用状況について（就学前児童）

（1）教育・保育施設等の利用状況

- ◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育施設等の主な利用は、「認定こども園」、「認可保育所」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」となっています。

就学前児童の教育・保育施設等の利用状況は、「認定こども園」68.8%、「認可保育所」13.3%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」5.0%となっています。

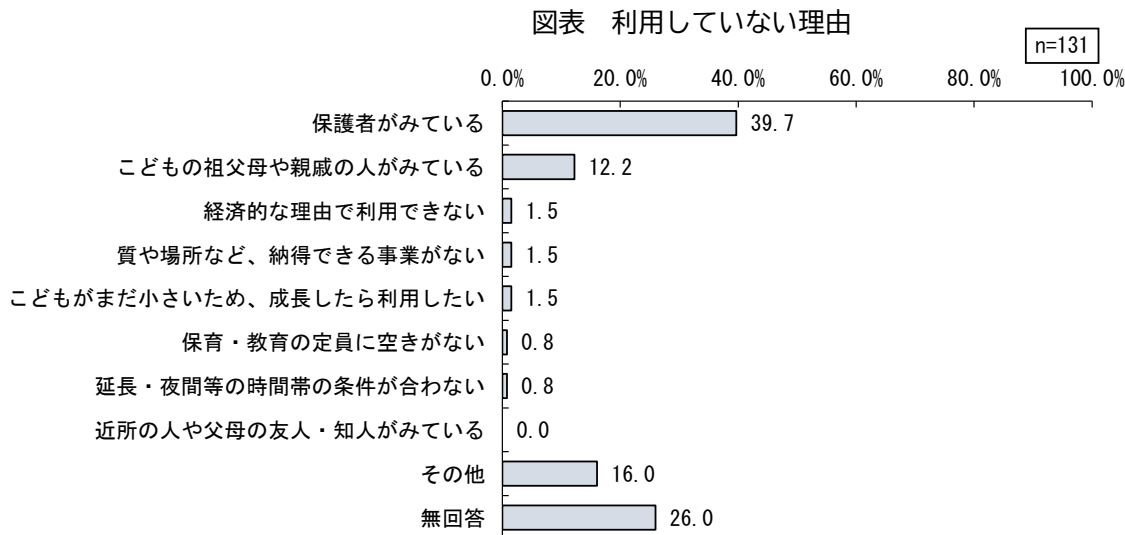
図表 教育・保育施設等の利用状況



(2) 利用していない理由

◎ 教育・保育施設等を「利用していない理由」として4割の方が「保護者がみている」を主な理由として挙げています。

定期的に教育・保育施設等を「利用していない」と回答した方(131人)の利用していない理由として、「保護者がみている」が39.7%、「こどもの祖父母や親戚の人がみている」が12.2%となっています。

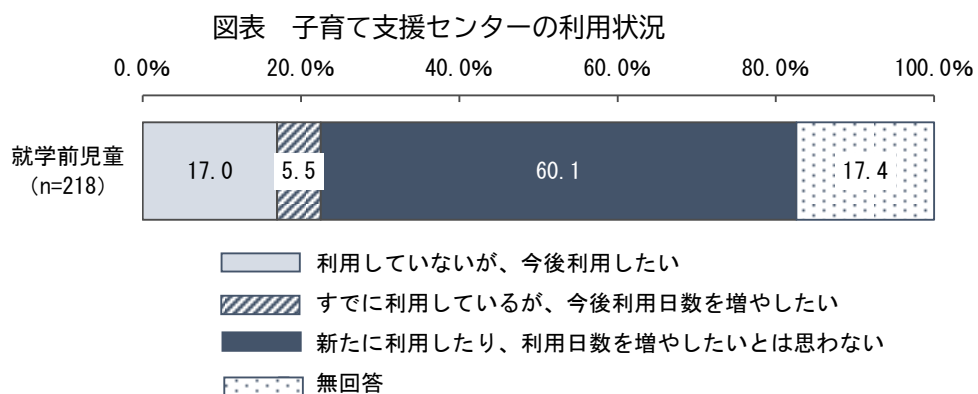


2 子育て支援センターの利用状況について（就学前児童）

◎ 就学前児童のいる家庭の2割近くが、子育て支援センターを「今後利用したい」と回答しています。

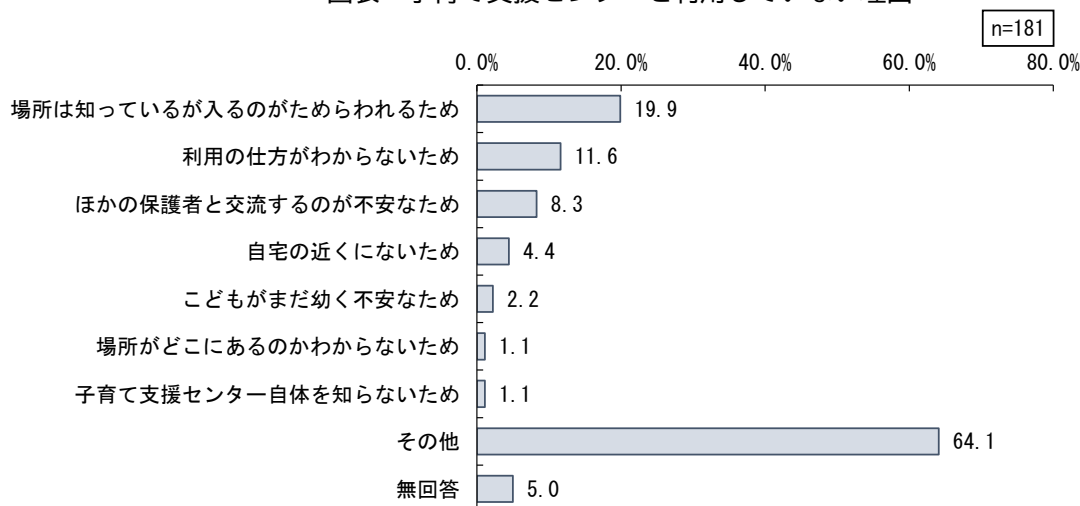
◎ 子育て支援センターを利用していない理由「その他」は、「こども園を利用しているため、休日は家族と過ごしたい」などの回答がありました。

子育て支援センターの利用状況として、「利用していないが、今後利用したい」は17.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は5.5%となっています。



また、子育て支援センターを利用していない方（181 人）の利用していない理由については、「その他」が 64.1%と最も高く、「必要がない」や「こども園を利用しているため休日は家族と過ごしたい」などと回答し、次いで「場所は知っているが入るのがためられるため」が 19.9%となっています。

図表 子育て支援センターを利用していない理由



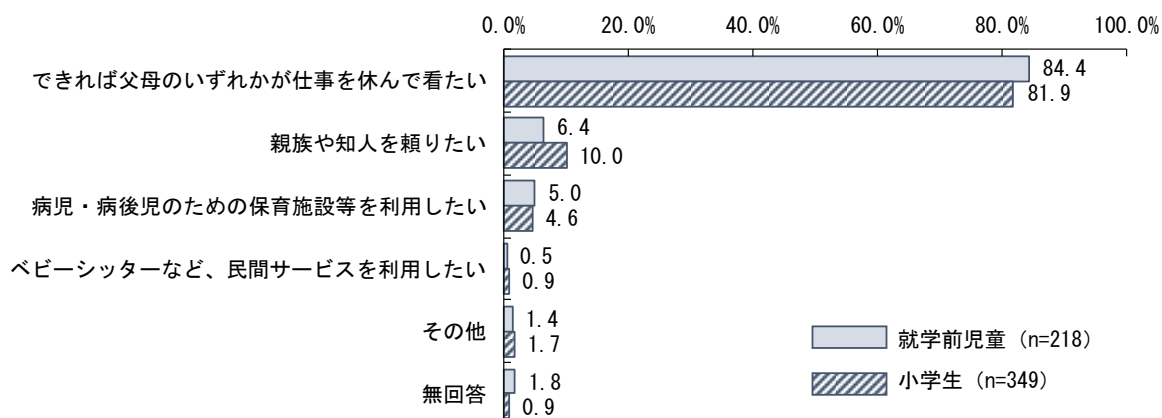
3 こどもが病気の際の対応について（就学前児童・小学生）

◎ こどもが病気やけがの際に、就学前児童、小学生のいる家庭の 8 割以上が「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と回答しています。

こどもが病気やけがをした場合は、就学前児童では「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい（84.4%）」が最も高く、次いで「親族や知人を頼りたい（6.4%）」、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい（5.0%）」と続いています。

また、小学生においても「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい（81.9%）」が最も高く、次いで「親族や知人を頼りたい（10.0%）」、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい（4.6%）」と続いています。

図表 こどもが病気やけがをした場合の対応

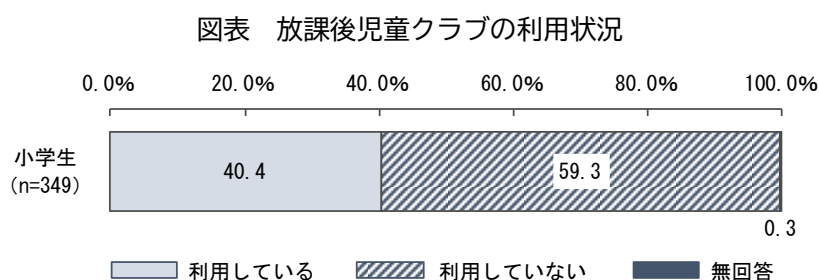


4 放課後の過ごし方について（小学生）

（1）放課後児童クラブの利用状況

◎ 放課後児童クラブの利用について、「利用している」が4割となっており、延長や休日の利用希望については、「長期休暇期間中のみの利用」に対して7割台半ばが「2,000円程度/1か月なら利用する」と回答しています。

放課後児童クラブの利用について、「利用している」は40.4%、「利用していない」は59.3%となっています。



なお、料金がかかっても放課後児童クラブを利用したいかについては、平日の延長利用と土曜・日曜日の利用については「有料であれば利用しない」が最上位となっていますが、長期休暇期間中のみの利用については「2,000円程度/1か月なら利用する」が最上位となっています。

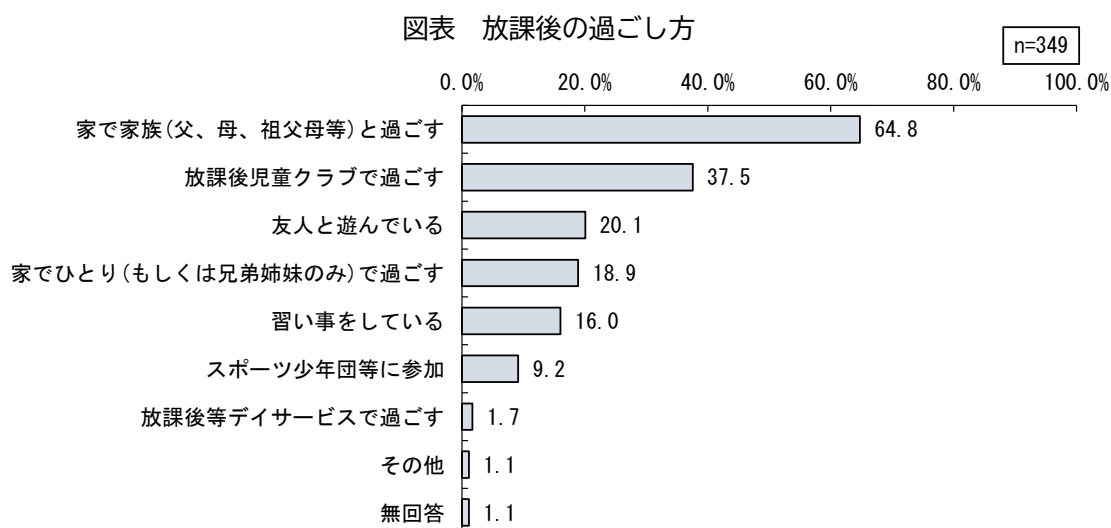
図表 料金がかかっても放課後児童クラブを利用したいか（上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
平日の延長利用 (n=141)	有料であれば 利用しない 55.3%	1,000円程度/1か月 なら利用する 30.5%	2,000円程度/1か月 なら利用する 5.7%
土曜・日曜日の利用 (n=141)	有料であれば 利用しない 58.9%	2,000円程度/1か月 なら利用する 28.4%	3,000円程度/1か月 なら利用する 5.0%
長期休暇期間中のみの利用 (n=234)	2,000円程度/1か月 なら利用する 75.2%	有料であれば 利用しない 10.3%	3,000円程度/1か月 なら利用する 9.0%

(2) 放課後の過ごし方

◎ 放課後の過ごし方について、小学生のいる家庭では「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」が６割台半ばとなっています。

放課後の過ごし方について、小学生のいる家庭では、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」64.8%、「放課後児童クラブで過ごす」37.5%、「友人と遊んでいる」20.1%となっています。



5 保護者の生活状況による等価世帯収入区分・婚姻状況 (小学5年生・中学2年生・保護者)

(1) 等価世帯収入による区分

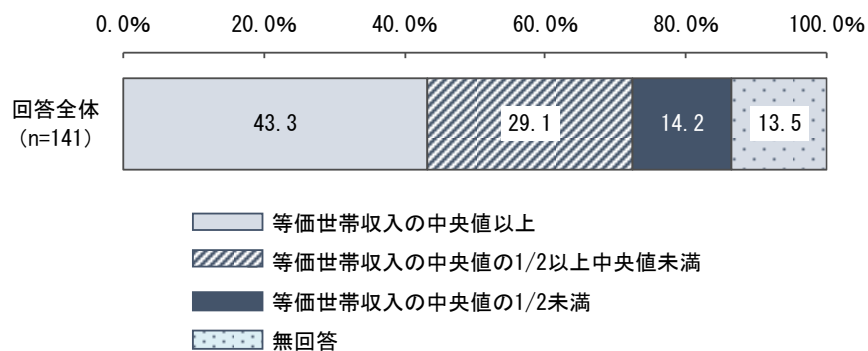
- ◎ 「貧困」に該当する世帯（等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満））は、回答全体の1割台半ば（14.2%）となっています。
- ◎ 貧困率は、全国値を1.3ポイント上回るものの、大きな差異はなく、おおむね全国平均並みとみられます。

等価世帯収入による区分について、回答全体では「等価世帯収入の中央値以上」が43.3%、「等価世帯収入の中央値の1/2以上中央値未満」が29.1%、「等価世帯収入の中央値の1/2未満（「貧困」に該当（122.9万円未満））」が14.2%となっています。

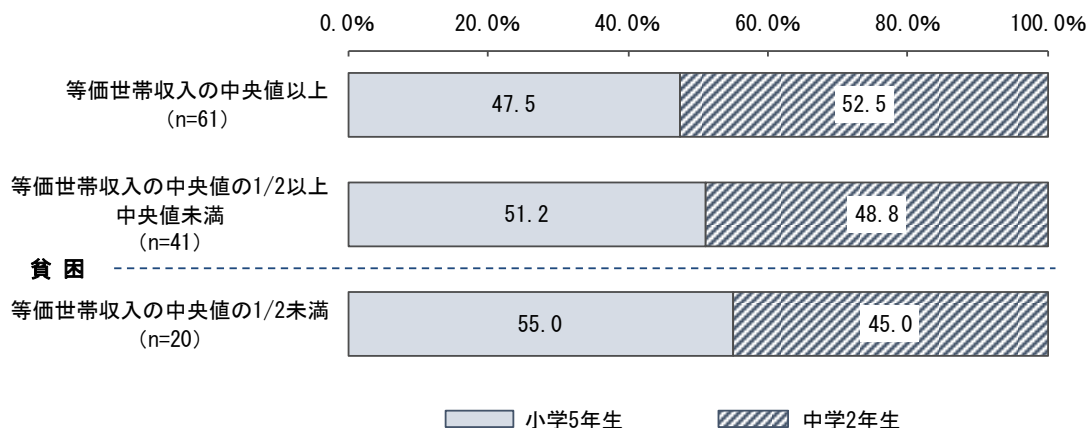
貧困率は、国が公表している令和3年度の内閣府調査（12.9%）を1.3ポイント上回っています。

また、こどもの学年について、等価世帯収入による区分別にみると、等価世帯収入の中央値以上は「小学5年生」が47.5%、「中学2年生」が52.5%となっているのに対し、等価世帯収入の中央値1/2未満は「小学5年生」が55.0%、「中学2年生」が45.0%となっています。

図表 等価世帯収入による区分（回答全体）



図表 こどもの学年別（等価世帯収入による区分別）



(2) 保護者の婚姻状況

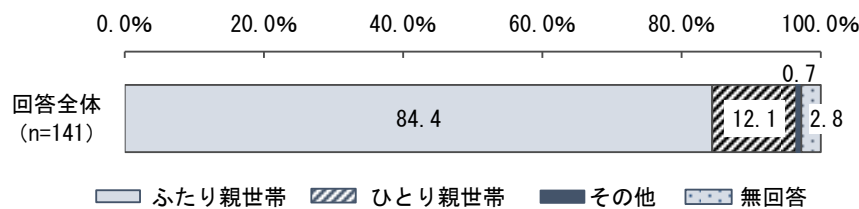
◎ ふたり親世帯は 84.4%、ひとり親世帯は 12.1%となっています。

本調査では保護者の婚姻状況から、「結婚している(再婚や事実婚を含む。)」の 84.4%を“ふたり親世帯”とし、「離婚」、「死別」、「未婚」を合わせた 12.1%を“ひとり親世帯”として集計しています。また、「いない、わからない」を“その他” 0.7%と区分しています。

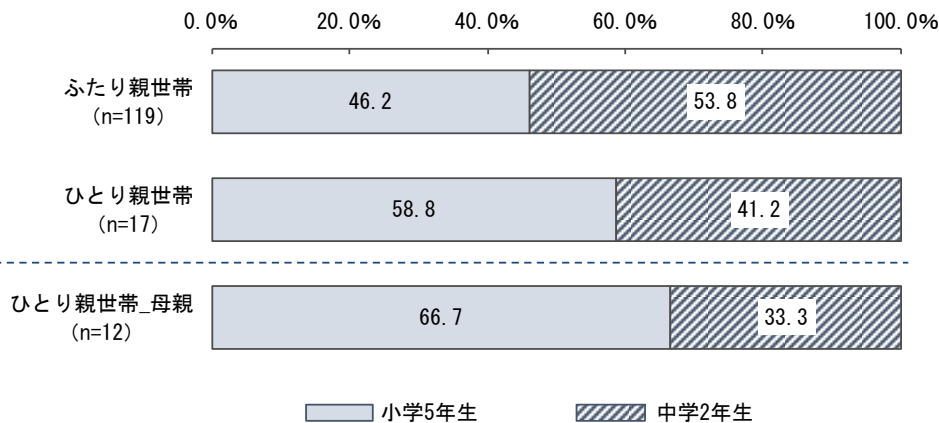
これをもとに、保護者の婚姻状況別にこどもの学年についてみると、ふたり親世帯は「小学 5 年生」が 46.2%、「中学 2 年生」が 53.8%となっているのに対し、ひとり親世帯では、「小学 5 年生」が 58.8%、「中学 2 年生」が 41.2%となっています。

なお、こどもの親が母親のひとり親世帯(ひとり親世帯_母親)は、「小学 5 年生」が 66.7%、「中学 2 年生」が 33.3%となっています。

図表 保護者の婚姻状況・世帯構成(回答全体)



図表 こどもの学年別(保護者の婚姻状況別)



6 家庭での暮らし・経験（小学5年生・中学2年生・保護者）

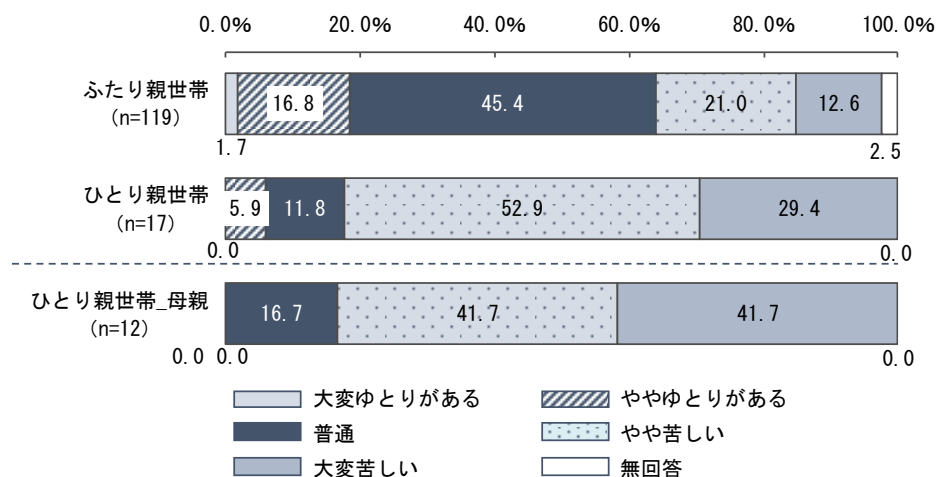
（1）暮らし向き（主観・金銭面）

◎ 暮らし向き（主観・金銭面）は、保護者の婚姻状況、等価世帯収入のどちらにも影響がみられます。

暮らし向き（主観・金銭面）について保護者の婚姻状況別でみると、「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」と回答した割合は、ふたり親世帯は18.5%、ひとり親世帯は5.9%となり、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）では0%となっています。

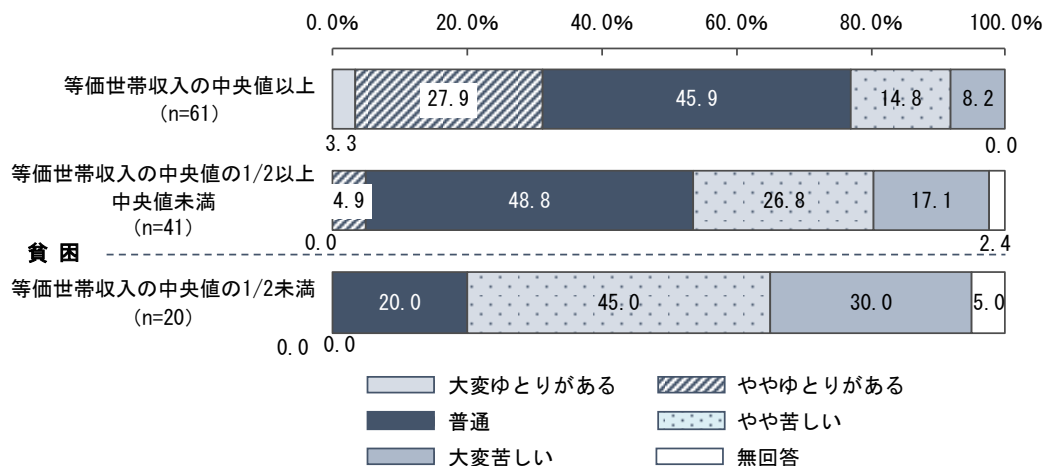
一方で、「やや苦しい」と「大変苦しい」と回答した割合は、ふたり親世帯は33.6%、ひとり親世帯は82.3%、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）は83.4%となっています。

図表 暮らし向き（主観・金銭面）（保護者の婚姻状況別）



等価世帯収入による区分別にみると、「やや苦しい」と「大変苦しい」と回答した割合は、等価世帯収入の中央値以上は23.0%、等価世帯収入の中央値の1/2以上中央値未満は43.9%、「貧困」に該当する等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満）は75.0%となっています。

図表 暮らし向き（主観・金銭面）（等価世帯収入による区分別）



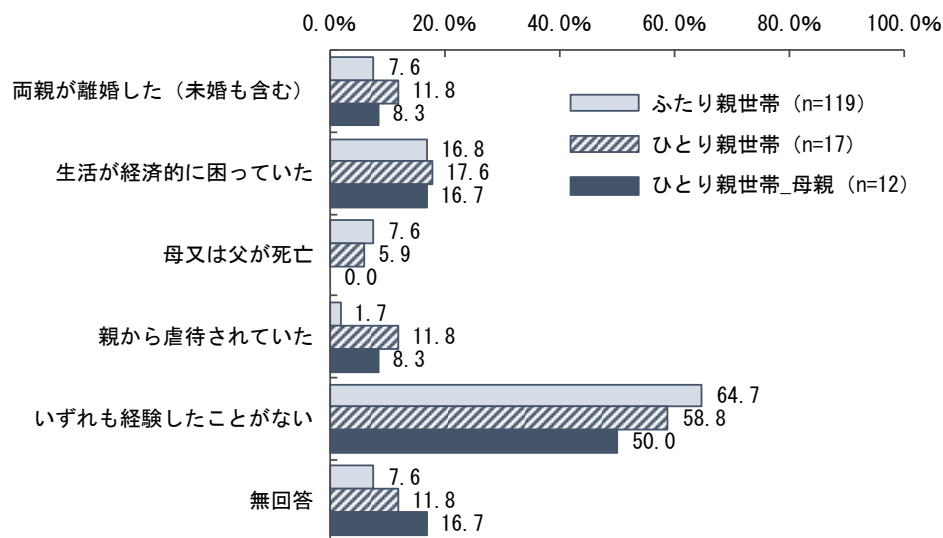
(2) 保護者が家庭内で経験されたこと

◎ 保護者が家庭内で経験されたことでは、ひとり親世帯は“虐待”が11.8%、「貧困」に該当する世帯では“経済的な困窮”が25.0%を占めています。

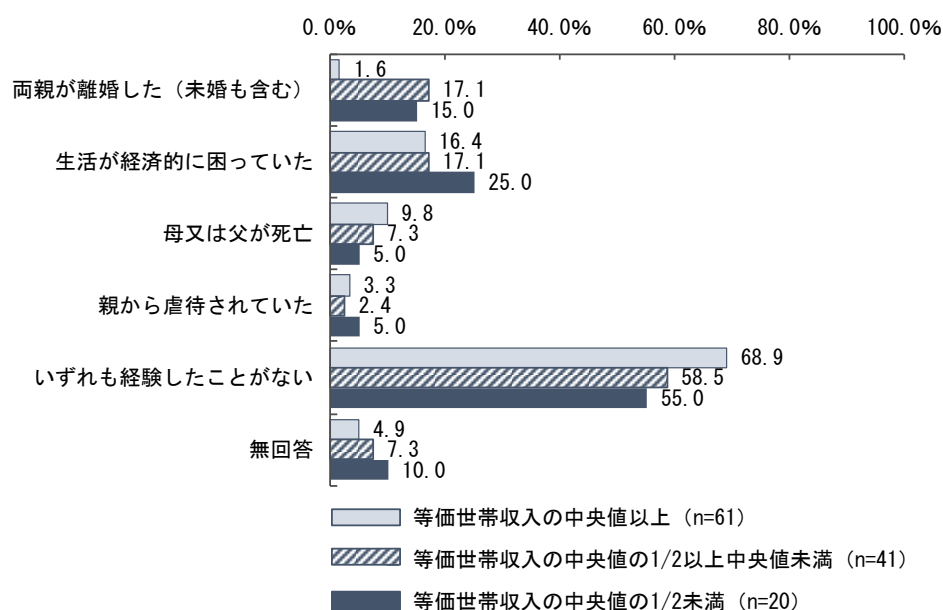
保護者が家庭内で経験されたことについて、保護者の婚姻状況別、等価世帯収入による区分別にみると、すべての属性で「いずれも経験したことがない」を除けば、「生活が経済的に困っていた」が最も高く、「貧困」に該当する等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満）の世帯では、25.0%と特に割合が高くなっています。

また、保護者の婚姻状況別では、「親から虐待されていた」と回答したふたり親世帯は1.7%、ひとり親世帯は11.8%、こどもの親が母親のひとり親世帯（ひとり親世帯_母親）は8.3%となっています。

図表 保護者が家庭内で経験されたこと（保護者の婚姻状況別）



図表 保護者が家庭内で経験されたこと（等価世帯収入による区分別）

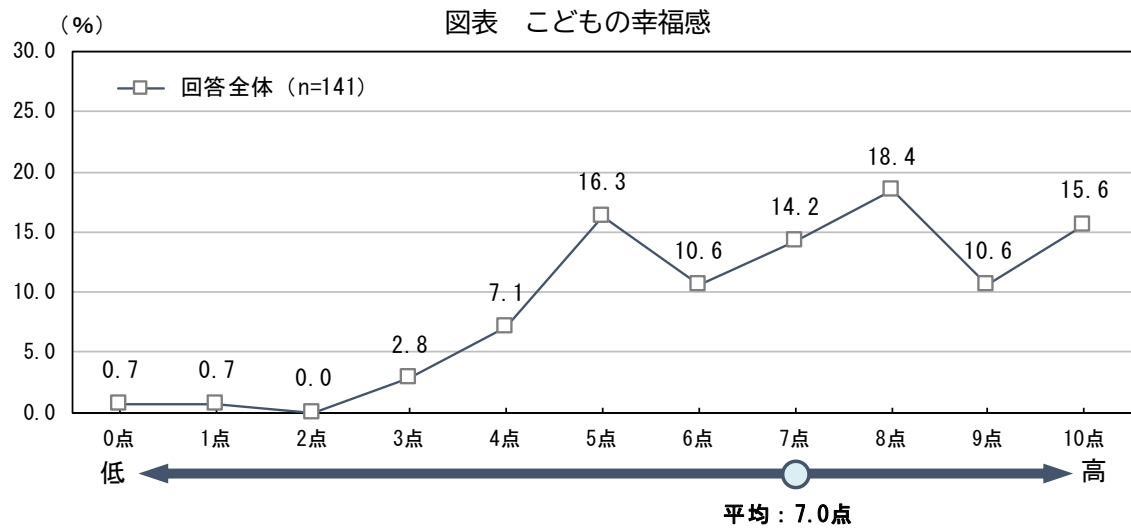


(3) こどもの幸福感

◎ こどもの幸福感 7 点以上は、58.8%でした。

こどもの幸福感を 0～10 点で表した点数別では「8 点」が 18.4%と最も高く、次いで「5 点」が 16.3%、「10 点」が 15.6%となっています。

なお、点数化したこどもの幸福感（平均点）は 7.0 点となっています。



第4節 第二期計画での取組状況

第二期計画では、重点施策及び基本方針別に目標値を定め、子育て支援施策・事業等の実施を通じて目標達成に向けて取り組んできました。

重点施策の指標1「丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合」については、保育料無償化や子ども医療費助成制度等の事業への満足度は高いものの、小児科の医療機関がないことや公共交通機関等に対する満足度が低い状況もあり目標値を下回る結果となりました。

重点施策の指標2「丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合」については、目標値を下回る結果となったものの、自然環境への満足度が高く、策定時の現況に比べて13.1ポイントの上昇がみられました。

各指標の進捗状況は次のとおりです。

1 重点施策の指標及び目標値の達成状況

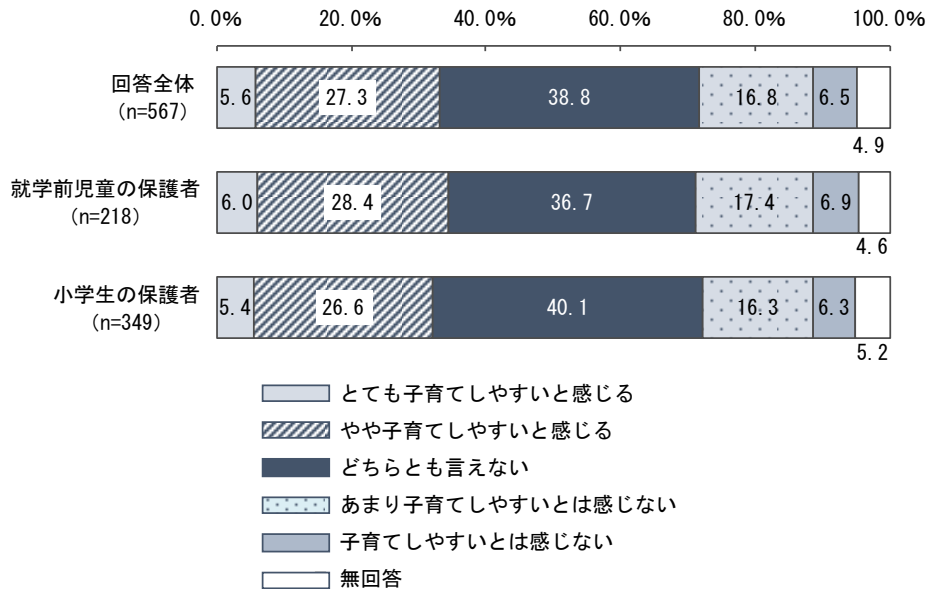
指 標		①	②	③	③÷②	出 典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合	32.5%	80%以上	32.9%	41.1%	保護者アンケート調査
指標2	丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合	26.2%	60%以上	39.3%	65.5%	中高生アンケート調査
参考 指標1	出生数	42 人	—	26 人	—	住民基本台帳
参考 指標2	18歳以下のこどもがいる世帯の割合	—	—	※15.9%	—	2020年（令和2年）国勢調査

※①一般世帯数 4,419 世帯、②18歳以下のこどもがいる世帯数 701 世帯／②÷①

(指標1) 丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合

◎ 「とても子育てしやすいと感じる (5.6%)」、「やや子育てしやすいと感じる (27.3%)」を合わせた丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合は 32.9%となっています。

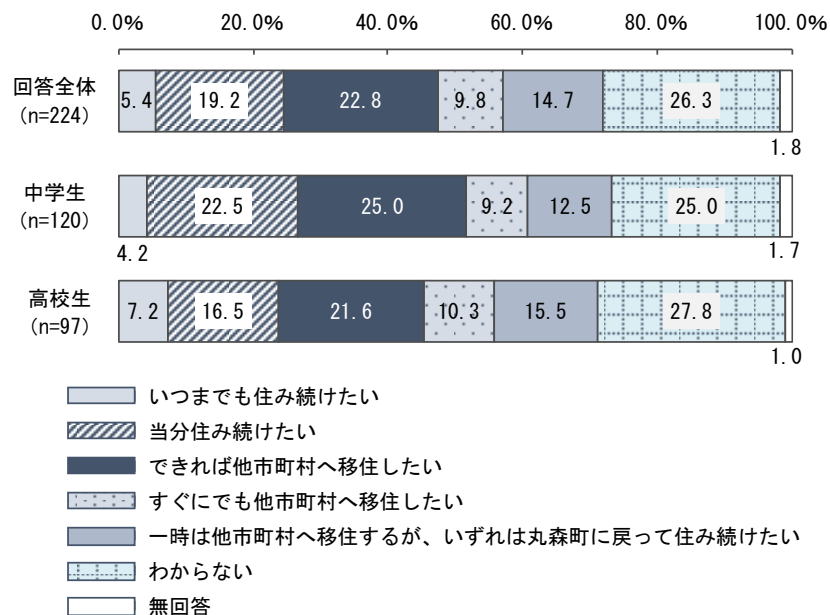
図表 丸森町は子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合



(指標2) 丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合

◎ 「いつまでも住み続けたい (5.4%)」、「当分住み続けたい (19.2%)」、「一時は他市町村へ移住するが、いずれは丸森町に戻って住み続けたい (14.7%)」を合わせた丸森町で生活したいと考える中高生の割合は 39.3%となっています。

図表 丸森町で生活したり子育てをしたいと考える中高生の割合



2 基本方針に係る指標の達成状況

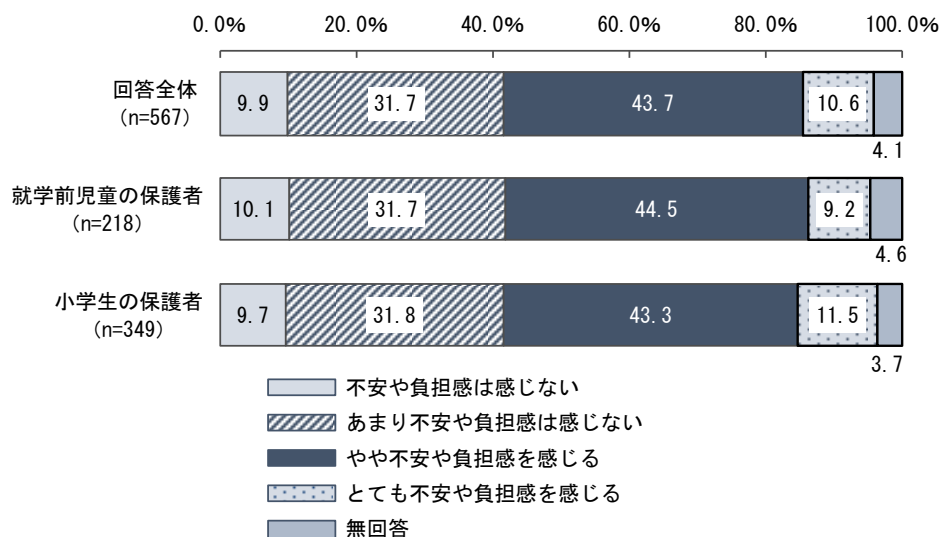
基本方針1 親・こども・地域がひとつになった子育て支援の体制をつくります

指 標		①	②	③	③÷②	出 典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	子育てに関して不安感 や負担感を持つ保護者 の割合	57.7%	30%以下	54.3%	65.3%	保護者アンケート調査
指標2	子育てに関して周りに 気軽に相談できる人や 場所があると感じる保 護者の割合	96.3%	60%以上	94.9%	158.1%	保護者アンケート調査

(指標1) 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

◎ 「とても不安や負担感を感じる (10.6%)」、「やや不安や負担感を感じる (43.7%)」を合わせた子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合は 54.3%となっています。

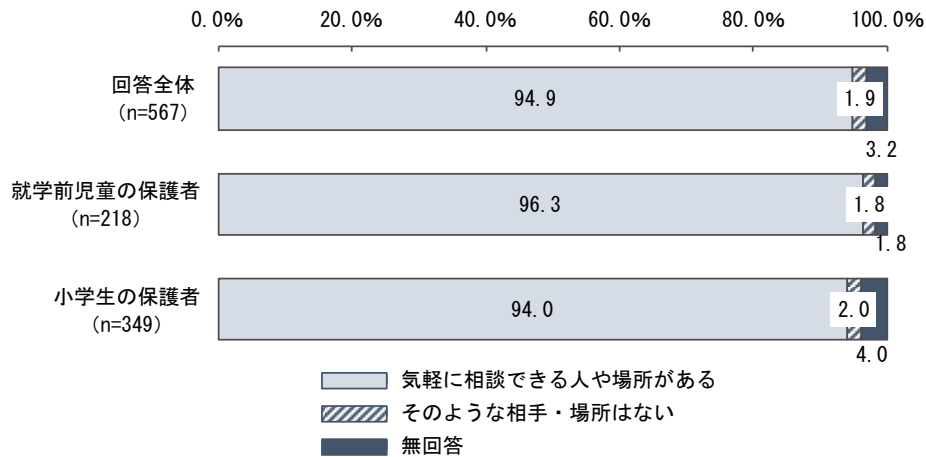
図表 子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合



(指標2) 子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合

◎ 「子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所はない」、「無回答」を除いた子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合は94.9%となっています。

図表 子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合



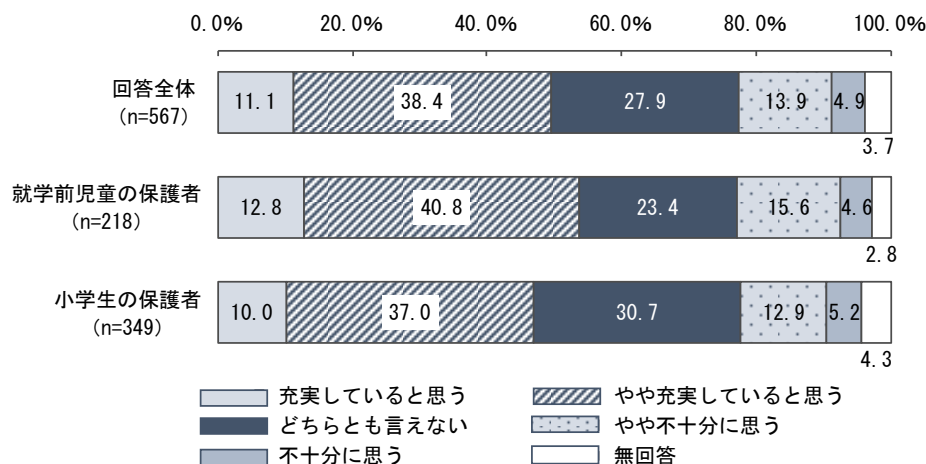
基本方針2 健やかにこどもが育つ教育・保育の環境をつくります

指 標	① 策定時の 現況 令和元年度 (2019)	② 目標値 令和5年度 (2023)	③ 現状値 令和5年度 (2023)	③÷② 達成状況	出 典
指標1 丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合	53.7%	60%以上	49.5%	82.5%	保護者アンケート調査

(指標1) 丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合

◎ 「充実していると思う (11.1%)」、「やや充実していると思う (38.4%)」を合わせた丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合は49.5%となっています。

図表 丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合



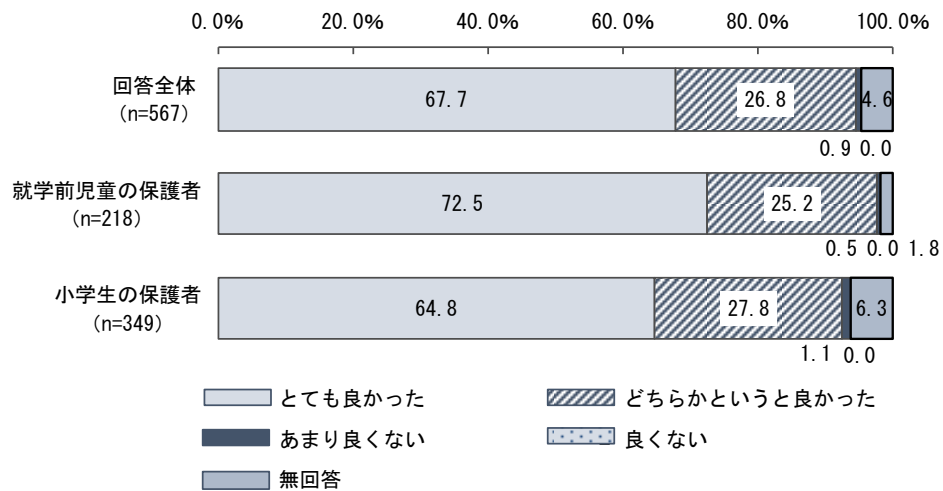
基本方針3 親がこどもとしっかり向き合える環境をつくります

指 標		①	②	③	③÷②	出 典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	こどもと接することに 喜びを感じる保護者の 割合	100%	70%以上	94.5%	135.0%	保護者アンケート調査

(指標1) こどもと接することに喜びを感じる保護者の割合

◎ 子育てをして「とても良かった（67.7%）」、「どちらかというと良かった（26.8%）」を合わせたこどもと接することに喜びを感じる保護者の割合は94.5%となっています。

図表 こどもと接することに喜びを感じる保護者の割合



基本方針4 仕事と子育てが調和する環境をつくります

指 標		①	②	③	③÷②	出 典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合	48.1%	60%以上	30.0%	50.0%	保護者アンケート調査
参考 指標1	若者の就業率(15歳～34歳・男女平均)	—	—	53.3%	—	2020年(令和2年)国勢調査

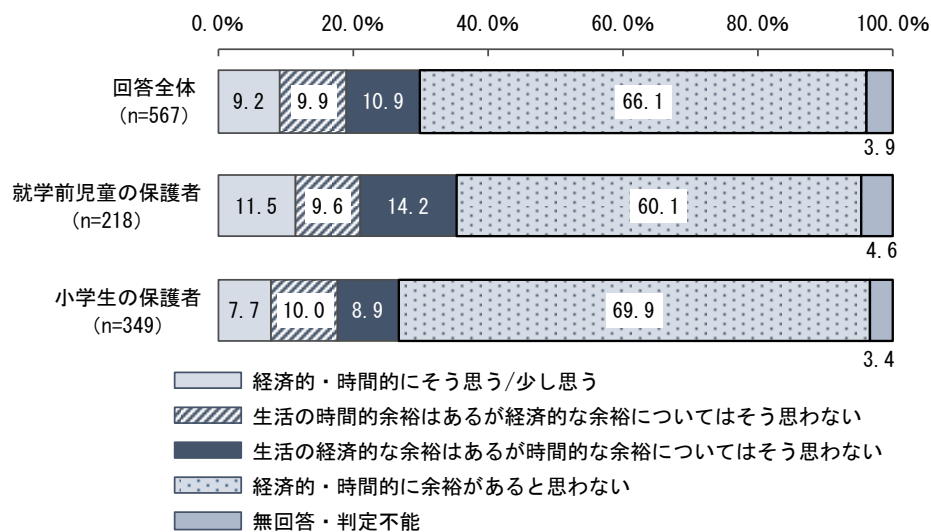
※指標1は経済的または時間的に余裕を感じている保護者

※参考指標1の男女別就業率は(15歳～34歳の就業者数÷人口) 男性：56.8% (498人÷877人)、女性：49.8% (345人÷693人)の平均値

(指標1) 経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合

◎ 「経済的・時間的にそう思う/少し思う (9.2%)」、「生活の時間的余裕はあるが経済的な余裕についてはそう思わない (9.9%)」、「生活の経済的な余裕はあるが時間的な余裕についてはそう思わない (10.9%)」を合わせた経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合は 30.0%となっています。

図表 経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合



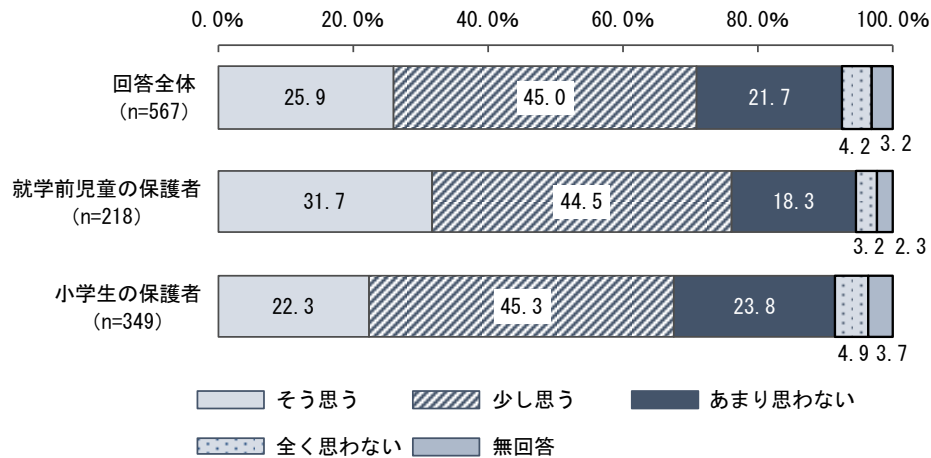
基本方針5 安心・安全で子育てしやすい生活環境をつくります

指 標		①	②	③	③÷②	出 典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	住み心地が良いまちだと感じている保護者の割合	53.7%	80%以上	70.9%	88.6%	保護者アンケート調査
指標2	住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合	76.0%	80%以上	62.1%	77.6%	中高生アンケート調査
参考 指標1	こどもが被害者となる交通事故・犯罪の発事件数（年間）	1 件	－	1 件	－	宮城県角田警察署提供 （総務課）

（指標1）住み心地が良いまちと感じている保護者の割合

◎ 「そう思う（25.9%）」、「少し思う（45.0%）」を合わせた住み心地が良いまちと感じている保護者の割合は70.9%となっています。

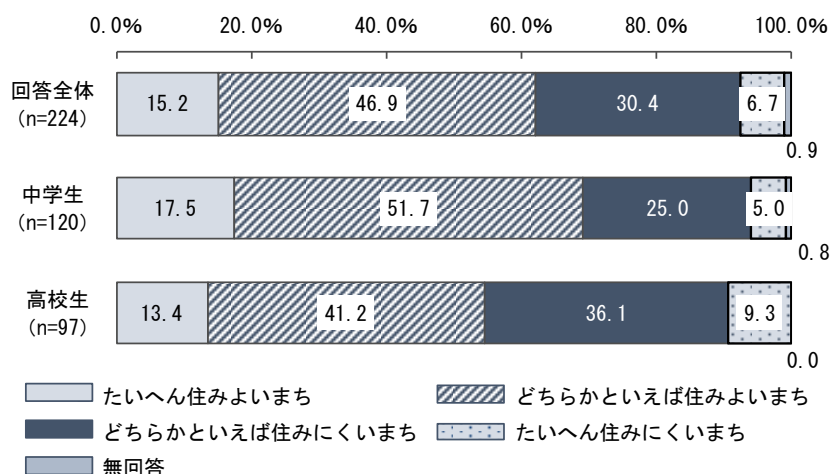
図表 住み心地が良いまちと感じている保護者の割合



(指標2) 住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合

◎ 「たいへん住みよいまち (15.2%)」、「どちらかといえば住みよいまち (46.9%)」を合わせた住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合は 62.1%となっています。

図表 住み心地が良いまちだと感じている中学生・高校生の割合



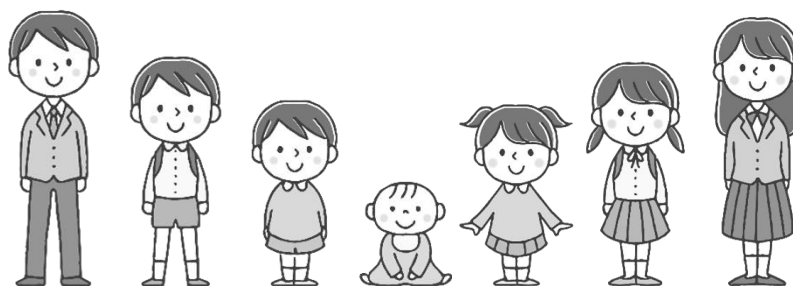
基本方針6 こどもと家庭の健康を守るための環境をつくります

指 標		①	②	③	③÷②	出 典
		策定時の 現況 令和元年度 (2019)	目標値 令和5年度 (2023)	現状値 令和5年度 (2023)	達成状況	
指標1	乳幼児健診においてこどものことで心配があると回答した保護者の割合	39%	40%以下	20.0%	133.3%	各種健診問診票
指標2	支援が必要な妊産婦・こどもに対する支援割合	79.8%	80%以上	93.0%	116.3%	各種健診の経過観察者の支援状況
参考指標1	思春期におけるやせ・肥満度（中学生の標準体重に対する±20%超過者の割合）	—	—	16.0%	—	保健統計関連（保健福祉課）

第3章 計画の基本理念・基本目標

第1節 基本理念

すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、
身体的・精神的・社会的に
将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で
健やかに成長できるまちを目指します。



近年、結婚観や生活様式が変化し、晩婚や未婚の傾向がますます高まるなど、暮らしや社会状況は変化しています。特に本町では、人口減少及び少子化の進行等によって、地域とこども・子育て家庭との関係性も変わってきているほか、子育てに不安感や負担感を持つ方が保護者の半数を超えている状況にあります。

こうした中で、こどもの健やかな成長と子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながるだけでなく、社会の発展に欠かせません。そのためにも、家庭での子育てを基本としつつも、地域全体でこどもの成長や子育て家庭を見守り、支援していくことが重要です。

町では令和6年1月、全町をあげて、全力で本町のこどもを育てて行こうとする姿勢を示すものとして、「こども全力応援宣言」を掲げました。

丸森の豊かな自然と文化の中で、故郷に愛着と誇りを持ち、心豊かで健やかに育つよう、こどもの幸せな状態を高め、こどもの最善の利益を第一に考えるとともに、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整える必要があります。

そこで本計画の基本理念を「すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長できるまちを目指します。」とし、地域や行政、関係機関等が連携して、子育てに希望の持てる教育・保育の場の確保やこども・子育て支援の充実に取り組むとともに、すべてのこどもが一人ひとり尊重され、その幸せを実感できるよう取り組みます。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の6つの基本目標を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策を展開します。

【妊娠・出産支援・こどもの健康づくり】

基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる

すべての妊産婦、母親とこどもに対して、伴走型相談支援を行い、妊娠・出産・育児期を通じて必要な支援につなぐことで、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができ、親子の心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援します。

【すべての子育て家庭への支援】

基本目標2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる

子育てに対する不安や孤立感を和らげ、子育てに喜びを感じられるよう、相談支援体制の充実や各種助成制度等により子育てしやすい環境を整え、切れ目のない子育て支援を行うことで、安心して子育てができるよう支援します。

【すべてのこどもへの支援】

基本目標3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある

すべてのこどもが健やかに成長できるよう、地域とともに多様な交流や活動、居場所づくり、安全の確保を通じて心豊かに育つ環境を整備し、こどもの健やかな成長を支えます。

【働いている子育て家庭への支援】

基本目標4 仕事と子育ての両立ができる

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、仕事と子育ての両立を社会全体の課題として捉え、両立を支える制度の周知や環境づくりを促進するなど、より両立しやすい仕組みづくりを進めます。

【こども・家庭の状況に応じた個別支援】

基本目標5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる

生まれ育つ環境に関わらず、こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援が受けられるよう、こどもの幸せを第一に考え、個別の支援を必要とするこどもや家庭の援助の充実を図ります。

【次世代の親・こども・家庭を持つことを希望する人への支援】

基本目標6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす

こどもや若い世代が、将来の仕事や家庭を持つことに対して希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

第4章 こども・子育て支援施策の展開

第1節 施策体系

図表 基本目標・基本施策の展開

基本目標	基本施策
【妊娠・出産支援・こどもの健康づくり】 基本目標 1 親とこどもが健康な生活を送ることができる	1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援
	1-2 こどもの健康づくり支援
【すべての子育て家庭への支援】 基本目標 2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる	2-1 子育ての相談と情報提供の充実
	2-2 子育て家庭の交流促進
	2-3 教育・保育の充実
	2-4 こどもにやさしい住まいやまちづくりの整備
	2-5 子育てに係る経済的負担の軽減
【すべてのこどもへの支援】 基本目標 3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある	3-1 地域ぐるみの子育て支援
	3-2 こどもの交流・学習活動の充実
	3-3 こどもがのびのびと過ごせる居場所の確保
	3-4 安全・便利な交通環境の整備
	3-5 こどもの安全の確保
【働いている子育て家庭への支援】 基本目標 4 仕事と子育ての両立ができる	4-1 仕事と子育ての両立の推進
	4-2 多様な働き方の推進
【こども・家庭の状況に応じた個別支援】 基本目標 5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる	5-1 障害のあるこどもへの支援
	5-2 こどもの権利の啓発と虐待の防止
	5-3 こどもの貧困やひとり親家庭の自立支援 (こどもの貧困対策計画)
	5-4 ヤングケアラーへの支援
	5-5 いじめ・不登校・ひきこもりへの支援
【次世代の親・こども・家庭を持つことを希望する人への支援】 基本目標 6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす	6-1 子育てに関する意識の啓発
	6-2 次世代の親の育成
	6-3 若者への支援

第2節 施策の取組

【妊娠・出産支援・こどもの健康づくり】

基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる

1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

●● 実施方針 ●●

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業の実施により、母子の健康の保持と増進を図るとともに、妊婦や子育て世帯に寄り添い、安心して出産・子育てができるように面談や継続的な情報発信、相談等を行い、妊娠期から出産・子育て期にかけて必要な支援につなげる伴走型相談支援の充実を図ります。
- 健診や訪問等を通じて支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心とゆとりを持って子育てができるよう努めます。
- こどもを持ちたいと望む方が、安心して適切な時期に不妊治療を受けることができるよう支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
1	母子健康手帳交付時における妊婦相談	母子健康手帳交付時の妊婦相談を伴走型相談支援の始まりの貴重な機会と捉え、保健師・助産師等による妊娠中の保健・栄養等に関する個別相談を実施し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう支援します。	子育て定住推進課
2	初回産科受診料助成事業	初回の産科受診料の費用を助成します。	子育て定住推進課
3	妊婦健診費用助成事業	母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券14回分（多胎は6回分追加）と乳児健診受診券2回分（生後2か月及び8か月）を交付し、妊産婦の経済的負担を軽減します。	子育て定住推進課
4	妊婦歯科健診事業	母子健康手帳交付時に歯科健診助成券（1回分）を交付します。	子育て定住推進課
5	新生児聴覚検査事業	母子健康手帳交付時に新生児に実施する聴覚検査助成券を交付します。	子育て定住推進課
6	産婦健診費用助成事業	産婦健診受診券2回分（産後2週間及び1か月）を交付し、産婦の経済的負担を軽減します。	子育て定住推進課
7	新生児産婦訪問指導	新生児と産婦のいる家庭へ保健師等が訪問し、新生児の発達発育状況及び産婦の健康状態を確認するなど、継続して伴走型相談支援を行い、安心して子育てできる相談体制を整えます。	子育て定住推進課

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
8	乳児家庭全戸訪問事業	おおむね生後 4 か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援するとともに子育て支援に関する情報提供を行います。併せてブックスタート事業により、こどもと保護者が絵本を介してふれあうきっかけづくりとして、絵本をプレゼントします。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
9	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育ができるよう支援します。	子育て定住推進課
10	産後ケア利用助成事業	産婦（産後 1 年まで）が身体的・心理的ケアのために利用する産後ケアの利用料を助成します。	子育て定住推進課
11	産前・産後サポート事業 (WARASKOサロン)	産前・産後の心身回復のためのヨガやストレッチなどの講座を開催するほか、妊婦体験や沐浴練習ができる機会や交流の場を提供します。	子育て定住推進課
12	不妊治療費助成事業	保険適用となる不妊検査・一般不妊治療・生殖補助医療の自己負担額を全額助成、生殖補助医療と組み合わせる実施される先進医療の自己負担額の一部を助成し、不妊に悩む方の経済的負担を軽減します。	保健福祉課

1-2 こどもの健康づくり支援

●● 実施方針 ●●

- 乳幼児健康診査等により、乳幼児一人ひとりの発育や発達に応じた健康づくりを支援するとともに、健康や子育ての課題発見の契機として、必要な場合は早期支援につなげます。
- 生きるための基本的知識である正しい食事や食習慣について啓発し、こどもの健康づくりを支援します。
- 感染症の重症化及びまん延を予防するため、適切な時期に確実に各種予防接種が受けられるよう対象者への周知を奨め、こどもの健康の保持増進に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
13	乳幼児健診・相談の実施	集団健診（3～5 か月児健診・1 歳 6 か月健診・2 歳児歯科健診・3 歳児健診・5 歳児健診）、離乳食訪問、あかちゃん相談を通じて、乳幼児の発達・発育状況を確認するほか、栄養士や保健師等による保健指導を実施します。	子育て定住推進課
14	1 歳・3 歳すこやか絵本事業	親と子がふれあう時間を持つきっかけづくりとして 1 歳 6 か月児・3 歳児健診の際にこどもの名前等を入れ込んだ、オリジナル知育絵本をプレゼントします。	子育て定住推進課

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
15	乳幼児精神発達相談	乳幼児健診等の結果、より精密な健康診査が必要な乳幼児を対象に臨床心理士による発達相談及び発達検査を行うとともに、対応等の助言・指導を行い、保護者の育児困難感や不安等を軽減し、母性と乳幼児の健全育成を図ります。	子育て定住推進課 保健福祉課
16	むし歯予防フッ素塗布無料券の交付	1歳10か月児を対象に助成券を交付し、指定歯科医療機関において、無料歯科健診、フッ化物塗布、専門的なむし歯予防指導を実施します。	子育て定住推進課
17	親と子の食育教室	各地区食生活改善推進員や健康日本21地域計画推進委員（けんまる推進委員）の協力により、「食」に関する知識や「食」を選択する力を習得するため、保育所・小学校等のこどもたちとその保護者を対象とした食育教室等を実施します。	保健福祉課/社会福祉協議会
18	定期予防接種の実施	予防接種法に基づき、定期予防接種を公費により実施します。	保健福祉課
19	任意予防接種費用の助成	保護者の経済的負担軽減のため、幼児期任意予防接種の種類に応じ、費用の全額または一部を助成します。	保健福祉課
20	夜間・緊急時小児科等の医療機関の紹介	広報紙や「まるもり子育てガイドブック」に、宮城県こども夜間安心コール等の情報を掲載し、夜間や休日の急なこどもの発熱やけがに関する相談窓口について情報提供します。	保健福祉課

— ●●● 指標 ●●● —

指 標	現状 令和5年度 (2023)	目標 令和10年度 (2028)	出 典
支援が必要な妊産婦・こどもに対する支援割合	93%	100%	各種健診の経過観察者の支援状況
妊婦健診受診率	100%	100%	受診者数÷対象者数
乳幼児健診（1歳6か月）においてこどものことで心配がある保護者の割合	24%	20%	保護者への聞き取り調査

【すべての子育て家庭への支援】

基本目標 2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる

2-1 子育ての相談と情報提供の充実

●● 実施方針 ●●

- 丸森町こども家庭センター「^{わらすこ}WARASKO」を中心に、こどもの健康やこどもとの接し方、しつけ、家庭内での悩みごとなど、子育てに伴う様々な事柄について気軽に相談ができる体制を整備します。
- 子育て支援アプリなど、ICT を活用することで必要な情報を受け取りやすい体制を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
21	丸森町こども家庭センター「 ^{わらすこ} WARASKO」	丸森町こども家庭センター「WARASKO」では、助産師や保健師等が電話相談や訪問により健康状態の確認、保健指導など妊娠から産後のトータルサポートを実施するとともに、専門職による子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。	子育て定住推進課
22	I C Tを活用した情報発信	いつでもどこでも子育てに関する情報が取得でき、妊娠期・子育て期を安心して過ごすことができるよう、スマートフォンやタブレット端末などを通じて、必要な情報を発信します。	総務課 保健福祉課 子育て定住推進課
23	母子健康手帳アプリ	妊娠期からの切れ目のない支援の一環として従来の母子健康手帳の補完として ICT を活用し、妊産婦及びこどもの健康記録や予防接種管理、子育て支援情報を発信することで、母子保健サービスの充実を図ります。	子育て定住推進課 保健福祉課
24	産婦人科・小児科オンライン医療相談事業	ウェブサイトやアプリで悩みやこどもの健康等を医師らに直接相談できる環境を提供します。	子育て定住推進課
25	「まるもり子育てガイドブック」の更新・情報発信	子育て中の方や、今後親となる方向けの子育てに関する情報を集約した「まるもり子育てガイドブック」を毎年更新し、情報を発信していきます。	子育て定住推進課
26	子育て支援センターによる育児相談	子育てに関する悩みや不安について、子育て支援センターの保育士が相談に応じます。その相談内容に応じて各種支援窓口を案内するなど、子育て家庭が気軽に相談できる窓口として取り組みます。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
27	ワンストップサービスの推進	子育てや児童生徒に関する各種手続や相談のため来庁した方に対し、ワンストップ窓口的サービスの提供に努めることにより、来庁者に対するサービスの向上を図ります。	総務課 町民税務課 保健福祉課 子育て定住推進課 学校教育課

2-2 子育て家庭の交流促進

●● 実施方針 ●●

- 楽しく子育てができるよう子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて学ぶことができる様々な機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。
- 町内で子育て家庭が集う場や機会において、参加する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。
- 子育てサークルなど、保護者やこどもの参加による自主的な活動を支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
28	認定こども園開放	丸森たんぽぽこども園と丸森ひまわりこども園の園庭と絵本コーナーを開放します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
29	保育所開放	毎週水曜日（6～2月）の午前中に大内保育所を開放します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
30	丸森たんぽぽ 子育て支援センター 丸森ひまわり 子育て支援センター	こどもたちがのびのびと遊んだり、親同士や祖父母等の交流の場として開放します。 未就学児親子に限らず小学生親子や地域住民が参加できる様々な機会を提供し、地域交流による子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
31	子育てサポーターの育成	宮城県の子育てサポーター制度の周知を図り、人材の掘り起こしを図るとともに、計画的な人材育成に努めます。	生涯学習課/社会福祉協議会
32	子育てボランティアの育成・支援	子育ての悩みなどを気軽に相談したり、軽易な手伝いをしたりする子育てボランティアの研修案内をより効果的に周知するなど、人材の育成・確保に向けた支援を実施します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
33	子育て支援グループの自主活動支援	町内で自主的に活動する子育て支援グループが活動を維持・継続していけるよう支援します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
34	ファミリー・サポート・センター事業の検討	保護者のニーズを把握するとともに、地域で子育て支援を行う団体や個人を育成・支援するなどして、事業導入の可能性について検討します。	子育て定住推進課

2-3 教育・保育の充実

●● 実施方針 ●●

- 保護者の様々なニーズに応じてこどもを預かる教育・保育の充実を図り、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。
- 教育・保育施設の運営を支える保育人材の確保を支援し、持続可能な運営及び教育・保育環境の維持に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
35	認可保育所の運営	私立認可保育所として丸森町社会福祉協議会が運営し、入所児の個性に応じたきめ細かな質の高い保育サービスの提供を行います。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
36	認定こども園運営支援	町内2か所の私立認定こども園を丸森町社会福祉協議会が運営しています。町では、給付金と補助金の交付及び町職員の派遣を行い、運営が順調に進むよう支援します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
37	幼保小中連携の推進	幼保小・小中の滑らかな接続によりこどもの健やかな成長及び学力向上を図るため、PTA や関係機関との懇話会を開催するなどの連携強化を推進し、こどもたちにとって豊かな教育環境を整備します。	学校教育課 子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
38	延長保育事業	保護者のニーズに合わせた早朝から夜間の延長保育の実施を支援します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
39	一時保育利用促進事業	6か月～2歳未満（未就園）を対象に一時保育無料券を配布し、保護者の育児の負担軽減に努めます。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
40	一時預かり事業	保育施設に入所していない生後6か月以上の就学前のこどもを対象とする一時保育の実施を支援し、保護者の傷病等による緊急時の保育などに対応します。 幼稚園や認定こども園の幼稚園機能を利用している児童を対象に、降園以降や長期休業期間等にやむを得ず保育を希望する場合に受け入れを行います。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会等
41	病後児保育事業	病気の回復期にある病後児の保育実施を支援します。ホームページやSNSを活用し、子育て中の保護者に広く周知するなど、利用促進につながる取組を推進します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
42	保育士再就職支援事業の実施	宮城県保育協議会と連携しながら有資格者の再就職相談や研修の周知に取り組むなど、保育人材の確保に努めます。	子育て定住推進課

2-4 こどもにやさしい住まいやまちづくりの整備

●● 実施方針 ●●

- 子育て家庭が暮らしやすい住まいや子連れで外出しやすい環境を確保するなど、こどもや子育てにやさしいまちづくりを推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
43	子育て支援体制整備事業	町内への思いやり駐車場やベビーケアルームの設置等を行うことにより、子連れでの外出や子育てしやすい環境の整備を進めます。	子育て定住推進課
44	しあわせ丸森暮らし応援事業	新婚・子育て世帯の町内定住を図るため、新たな住宅の取得や住宅のリフォーム及び民間住宅の賃貸を行う若者等の世帯に対し、補助金を交付します。	子育て定住推進課
45	子育て世帯が安心できる町営住宅の提供	(若者)定住促進住宅の安価での提供や、公営住宅の入居要件を拡充し、子育て世帯に安心できる住宅を提供します。	建設課
46	快適な町営住宅の提供	ニーズ等を把握し、必要な改修・改善工事の実施により、良好な住環境を継続して提供します。	建設課
47	空き家の有効活用	まるもり移住・定住サポートセンターにおいて丸森町空き家バンクの運営を行い、空き家の所有者と空き家の購入・賃貸希望者とのマッチングを図ります。	子育て定住推進課
48	水道水の安定供給	安全でおいしい水を供給するため、施設の適切な維持管理を実施します。	建設課
49	水洗化の普及促進	公共下水道、農業集落排水施設への接続を促進するとともに、未整備地区については合併処理浄化槽の普及促進を図ります。	建設課

2-5 子育てに係る経済的負担の軽減

●● 実施方針 ●●

- 保育料等・学校給食費無償化や手当の支給、各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
50	保育料等無償化事業	町の独自事業と国の制度により保育料と副食費を無償化します。	子育て定住推進課
51	学校給食費無償化事業	町立小中学生の学校給食費を無償化します。	学校教育課
52	子ども医療費の助成	こども（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の医療費の一部負担金（健康保険適用分）及び入院時食事代の自己負担額について助成します。	保健福祉課
53	児童手当支給	児童を養育している家庭の負担軽減と健全育成施策の一環として、高校生世代まで（18歳の年度末まで）の児童を養育している方に手当を支給します。	子育て定住推進課
54	妊娠・出産祝金支給事業	妊娠時に3万円のギフト券・出産時に現金10万円を支給することで子育て世代を応援します。	子育て定住推進課
55	妊婦のための支援給付金支給事業（国の制度）	妊娠期に5万円、出産期に妊娠しているこどもの人数1人あたり5万円を支給し、相談支援と経済的支援の両面から、子育て家庭を応援します。	子育て定住推進課
56	家事・育児支援サービス利用応援事業（WARASKOクーポン）	未就学児のいる家庭の家事代行やシッターなどのサービス利用料を助成します。	子育て定住推進課
57	小学校入学祝金支給事業	こどもの小学校入学を祝福して小学校入学祝金を支給します。	学校教育課
58	町立小中学校入学準備支援事業	町立小中学校の入学時に運動着一式を支給します。	学校教育課
59	各種検定受験料助成事業	町内小中学校、町内に在住する小学4年生以上～高校生を対象に英語、算数・数学、漢字検定の検定料を町が全額負担します。	生涯学習課
60	子育て応援町産米提供事業	高校生世代を持つ子育て世帯へ丸森町産米を提供します。	農林課
61	出産育児一時金支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	保健福祉課
62	未熟児養育医療費の助成	療育のため、未熟児が安心して治療が受けられるよう入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において安心して治療が受けられるよう必要な医療費を給付します。	保健福祉課
63	国民健康保険税こどもの均等割額の全額減免	18歳までのこどもに係る国民健康保険税の均等割額を減免します。	町民税務課
64	産前産後の国民健康保険税減額	出産予定月の前月から出産予定月の11か月後までの合計13か月分の国民健康保険税を減額します。	町民税務課

指 標	現状 令和 5 年度 (2023)	目標 令和 10 年度 (2028)	出 典
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	54.3%	30%	保護者アンケート調査
丸森町は教育・保育の環境が充実していると感じる保護者の割合	49.5%	80%	保護者アンケート調査
I C Tによる子育て支援情報の発信数	270件	300件	子育て定住推進課

【すべてのこどもへの支援】

基本目標 3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある

3-1 地域ぐるみの子育て支援

●● 実施方針 ●●

- 地域におけるこども・子育てに関する活動を支援し、様々な主体との連携、協働による地域ぐるみの子育て支援を実施します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
65	地域子育て支援センターの運営支援	丸森町社会福祉協議会が運営する地域子育て支援センターを支援することにより就学前の親子の世代間交流や、保護者の育児相談等を行います。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
66	住民自治組織との協働	住民自治組織と連携し協働しながら、地域での子育て支援に取り組みます。	子育て定住推進課 企画財政課/ 住民自治組織
67	子ども・子育て会議の運営	子育て支援施策をより効果的に推進するため、保護者・関係者の参画を得て、それぞれの立場からの意見を反映させるための合議体として子ども・子育て会議を運営します。	子育て定住推進課
68	地域団体との連携	ボランティア団体をはじめとする既存の団体と連携しながら、地域の子育て支援のネットワーク化を図ります。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会

3-2 こどもの交流・学習活動の充実

●● 実施方針 ●●

- 小学校において、ふるさと丸森 8 地区の自然や文化等を学ぶふるさと教育を推進し、地域の方々とのふれあいを通して地域とこどものつながりを深めます。
- すべてのこどもたちが将来に夢や希望を持てるよう、ライフステージに応じた支援に努めるとともに、地域におけるこどもの居場所づくりを推進し、地域で見守り支え合う子育て支援を推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
69	ふるさと教育の推進	こどもが地域を知るためのプログラムの作成や地域を好きになる授業を導入し、地域とこどものつながりを強化します。また、教員に対する町内研修の充実を図ります。	学校教育課

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
70	土曜学び塾の実施	学び支援コーディネーターと学び支援相談員を配置し、毎週土曜日に小学5・6年生を対象とした学習支援を実施します。	生涯学習課
71	町営学習塾事業	中学生を対象に家庭学習習慣の定着と学力向上を図れるよう完全予習型の町営塾を実施します。	生涯学習課
72	国際交流・語学学習事業	グローバル化に対応した教育活動の充実を図り、外国語活動や外国語への興味関心を高めながら、コミュニケーション能力を養う環境づくりを進めます。	学校教育課
73	標準学力調査の実施	町独自に小中学校全学年に標準学力調査を実施します。その調査を分析し、各学校において児童生徒の実態に応じた学習指導を行います。	学校教育課
74	学習用辞書の配布	小学校3年生の児童に対して国語辞書を配布し、学習意欲の向上を図ります。	学校教育課
75	子どもの ^{もり} 森林保全活動	町村合併70周年を記念して、町内小学生が植林した「まるもり子どもの森林」の保全活動を通じ、森林の持つ大切な役割などをこどもたちが学習する機会を提供します。	農林課
76	スポーツ少年団の育成	それぞれのスポーツ種目のみの活動にとどまらず、野外活動や文化・学習活動など、ジュニア期に必要な幅広い分野での様々な交流活動を行います。スポーツ指導者の資格取得を促し、スポーツを通じた団員の健全な育成を支援します。	生涯学習課
77	読書活動の推進	小学1年生へ優良絵本を贈呈するセカンドブック事業を実施するとともに、読み聞かせの実施、読み聞かせボランティアの育成等により、幼少期から本に親しむきっかけをつくります。	生涯学習課
78	ふるさと子ども交流事業への支援	丸森町姉妹都市交流協会が実施する小学5・6年生を対象とした北海道北見市とのふるさと子ども交流事業を支援し、体験学習などを通してこども同士の交流を図ります。	企画財政課
79	こどもエコレンジャー	地球温暖化防止対策を推進するため、次世代を担うこどもたちが環境に配慮した活動に取り組めるよう学習機会の充実を図り、人材育成に努めます。	町民税務課

3-3 こどもがのびのびと過ごせる居場所の確保

●● 実施方針 ●●

- 遊びや体験、読書など、こどもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、豊かな心を育む環境を整備します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
80	こどもの居場所づくり	放課後や長期休業中のこどもたちの安全安心な居場所をつくり、多様な体験学習の機会をつくりま	生涯学習課 子育て定住推進課
81	図書環境の整備	金山図書館及び各まちづくりセンターの図書コーナーの充実を図り、こどもが気軽に立ち寄れる環境づくりを推進します。	生涯学習課 企画財政課/ 住民自治組織
82	町民広場の整備	こどもたちや保護者がより利用しやすい公園とするため、遊具等の更新を含め、町民広場の整備を行います。	企画財政課
83	こどもの遊び場の確保	こどもを安心して遊ばせながら交流の場となるよう室内遊び場の整備などを検討します。	企画財政課 子育て定住推進課

3-4 安全・便利な交通環境の整備

●● 実施方針 ●●

- 児童生徒の交通事故等を未然に防ぐため、通学路を中心に歩道やガードレール等の安全施設の整備や防犯灯を設置するなどの安全確保に努めます。
- 遠距離通学を支援するために、阿武隈急行線通学定期券の購入費用の一部を補助します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
84	安全施設の整備	小中学生の通学路を中心に歩道やガードレール等の安全施設を整備します。	建設課
85	防犯灯の設置	通学路に防犯灯を設置し、登下校時の安全確保に努めます。既存の防犯灯は、必要に応じて設置か所を見直します。	総務課/防犯協会
86	阿武隈急行線利用促進 通学定期券購入費補助事業	阿武隈急行線を利用する町民に対して運賃の一部を助成し、利用者の負担軽減と阿武隈急行線の利用拡大を図ります。 阿武隈急行線通学定期券の購入費用の一部（3分の2）を補助します。	企画財政課

3-5 こどもの安全の確保

●● 実施方針 ●●

- こどもが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、事故予防や安全な遊び場所の提供を推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
87	通学時の見守り	地域に暮らすこどもの安全を守るため、警察及び交通安全指導員の連携による安全の確保や防犯協会、交通安全協会などの各種団体による見守りの推進を図ります。	総務課/ 角田警察署 交通安全指導隊 防犯協会 交通安全協会
88	不審者一斉通報システムの活用	安心・安全メールや公式LINE等を活用し、防犯情報や不審者情報などを速やかに配信し、安心・安全な環境づくりを進めます。	総務課
89	遊具の維持・管理	都市公園、旧小学校、町営住宅児童遊園等の遊具施設を適切に管理し、安全な遊び場の確保を図ります。	商工観光課 企画財政課 学校教育課 建設課
90	地域ぐるみ声がけ運動	各種団体と連携しながら住民によるこどもへの声がけを励行することにより、地域によるこどもの見守りを推進します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会

●● 指標 ●●

指 標	現状 令和5年度 (2023)	目標 令和10年度 (2028)	出 典
ふるさと学習実施回数	58回	60回	学校教育課
住民自治組織子ども・子育て関連事業数	26回	26回	企画財政課

【働いている子育て家庭への支援】

基本目標 4 仕事と子育ての両立ができる

4-1 仕事と子育ての両立の推進

●● 実施方針 ●●

- 仕事と子育てを両立するうえで重要となる教育・保育の充実に加え、住民や事業主に対する意識啓発を進め、仕事と子育ての両立がしやすい環境等の定着につながるよう取り組みます。
- 働きながら子育てを行うことができるよう、また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、教育・保育環境及び地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
91	男女共同参画社会の推進	社会生活における男女共同参画に向けた意識啓発のため、すべての住民を対象に、情報の発信や、講座の開催など啓発事業を実施し、男女共同参画社会の形成を促進します。	企画財政課
92	教育・保育サービスの提供	町内のこども園、保育所を運営する丸森町社会福祉協議会と連携し、質の高い教育・保育サービス（延長保育・一時預かり等）の提供と適切な保護者支援を推進します。	子育て定住推進課/ 社会福祉協議会
93	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供します。	子育て定住推進課

4-2 多様な働き方の推進

●● 実施方針 ●●

- 仕事優先型の働き方の見直しや育児休暇の取得など、多様な働き方が選択できるよう事業主等への意識啓発を進めます。
- 家事・育児を男女ともに担う意識を啓発するとともに、テレワークなど子育て中でも働ける環境を整えます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
94	親子のふれあい事業	子育てへの関わり方のヒントを知り、こどもと身体を使って楽しく遊ぶことで親子の愛着形成を図るとともに、男性の家事や育児への参加を促し、父親同士の交流の場を提供します。	子育て定住推進課
95	育児休暇の取得促進	育児休暇等の取得促進など、事業主等への啓発活動を実施し、地域社会で支える子育て環境の整備を図ります。	商工観光課 子育て定住推進課
96	テレワーク環境の推進	子育て中の方でも新たな働き方（テレワーク）ができるよう、テレワーカー育成講座を開催するとともに、テレワークに取り組む方の拠点を支援します。	子育て定住推進課
97	柔軟な働き方の推進	子育て中の就業時間短縮など働き方を見直し、柔軟な働き方ができるよう、住民や企業に対する意識啓発を行います。	商工観光課 子育て定住推進課

●● 指標 ●●

指 標	現状 令和5年度 (2023)	目標 令和10年度 (2028)	出 典
保育所等待機児童数	0人	0人	子育て定住推進課
こどもと接することに喜びを感じる保護者の割合	94.5%	95%	保護者アンケート調査
経済的・時間的に「余裕」があると感じている保護者の割合	30%	60%	保護者アンケート調査

【こども・家庭の状況に応じた個別支援】

基本目標 5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる

5-1 障害のあるこどもへの支援

●● 実施方針 ●●

- 支援を必要とするこどもやその保護者に対し、障害特性や発達段階等に応じたきめ細かな支援の充実に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
98	障害児通所支援等事業	未就学児を対象とした児童発達支援や、就学児を対象とした放課後等デイサービスなど、障害のある児童の発達等を支援するサービスの提供を行います。	保健福祉課
99	障害児保育事業	障害のあるこどもや障害の可能性のあるこどもについて、より良い発達発育を促すための集団保育が実施できるよう支援します。	子育て定住推進課
100	療育支援体制事業	心身に障害のあるこども及び発達上支援が必要なこどもに関わる関係者が情報を共有し、発達に応じた切れ目のない療育支援体制を推進します。	保健福祉課
101	特別児童扶養手当支給	身体または精神に一定の障害のある 20 歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。	子育て定住推進課
102	障害福祉団体等への支援	障害福祉団体等、障害児を抱える親同士の交流の機会を通じて不安軽減が図られるよう、自主的な活動を支援します。	保健福祉課/社会福祉協議会
103	教育相談・就学相談の充実	教育、保健、医療、福祉等と連携し、乳幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施し、適正な就学に向けた支援に努めます。	子育て定住推進課 保健福祉課 学校教育課
104	個々に応じた教育の充実	年少期からの※インクルーシブ教育を推進し、障害の有無に関わらず、様々な学びや遊び等の機会を通じて将来の可能性を育む教育を推進します。 関係機関と連携し、義務教育終了後の進路や就労について、支援の充実に努めます。	子育て定住推進課 保健福祉課 学校教育課
105	自立支援医療（育成医療）	自立支援医療費（育成医療）助成により、医療を必要とする障害のある児童の医療費の自己負担額を軽減します。	保健福祉課

※インクルーシブ教育とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に学び合う教育のことです。

5-2 こどもの権利の啓発と虐待の防止

●● 実施方針 ●●

- すべてのこどもを権利の主体として認識し意見を表明することができ、その意見が尊重されるよう、また、自分らしく生き、暮らしていくことができる社会環境づくりを推進します。
- 「子どもを守る地域ネットワーク」として、要保護児童対策地域協議会の構成員によるネットワークを活用し、支援を必要とするこども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支援を行い、児童虐待の防止に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
106	こどもの権利啓発活動	こどもの権利や児童虐待防止に関するポスターやパンフレットなどを活用した啓発活動を実施します。 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの機会に、児童虐待防止の意識を高めるため、オレンジリボン運動を実施します。	子育て定住推進課
107	要保護児童対策地域協議会の開催	保護を要する児童の地域対策として協議会を開催します。	子育て定住推進課
108	虐待防止等研修会の開催	要保護児童対策の一環として虐待防止等研修会を開催します。	子育て定住推進課
109	子育て世帯訪問支援事業	虐待の未然防止のため、支援が必要と思われる家庭への訪問支援の検討を行います。	子育て定住推進課
110	児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の検討を行います。	子育て定住推進課
111	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言の実施を検討します。 同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を検討します。	子育て定住推進課

5-3 こどもの貧困やひとり親家庭の自立支援（こどもの貧困対策計画）

本施策は、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立に至るまでの過程におけるすべてのこども及びその世帯を対象に、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（市町村計画）」として位置付けます。

●● 実施方針 ●●

- すべてのこどもの現在及び将来が家庭環境に左右されることなく、支援が必要なこども・家庭に対し迅速かつ適切な支援ができるよう、国の「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」などを踏まえ、様々な分野の施策を横断的、かつ重層的に活用し、こどもの貧困対策に取り組みます。
- 関係機関と連携し、子育て支援をはじめ、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援を柱とする総合的な支援に努めます。また、支援を必要とする家庭やそのこどもを早期に把握し、地域でこどもの健やかな成長を見守る環境の充実を図るとともに、家庭やこどもが置かれている状況に応じた適切な支援につなげる体制整備を進めます。

●● 推進する施策・事業の実施概要 ●●

（1）教育支援の充実

① 学力向上の支援

（主な担当課：学校教育課、生涯学習課）

こどもたち一人ひとりの学習状況に応じて、各学校と教育委員会の連携により、つまづきや学び残しの解消を支援します。また、こどもの学ぶ意欲を支援するため、土曜学び塾、町営学習塾の実施及び各種検定受験料の助成を行います。

② 教育相談

（主な担当課：学校教育課）

こどもの情緒や発達上の悩み、不登校などの教育相談をきめ細かにを行い、スクールカウンセラーと連携しながら、学校生活や教育環境等の改善・充実を支援します。

教育相談の実施にあたっては、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携した支援を行います。

③ 教育費等の負担軽減

（主な担当課：学校教育課、子育て定住推進課）

家庭の所得水準に関わらず、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図るため、教育に係る経費の一部を公費で負担します。

保育所等の保育料と副食費、小中学校の給食費を無償化するほか、小学校入学祝金の支給、町立小中学校入学準備支援等、保護者の経済的負担を軽減します。

就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等、学校で必要な費用の一部を支給します。

(2) 生活支援の充実

① こども・保護者の健康づくり

(主な担当課：保健福祉課、子育て定住推進課)

訪問事業、妊産婦・乳幼児の健康診査等、すべての乳幼児、保護者を対象とした事業を通じて、親子の心身の状態や養育環境の把握に努めます。

産後ケアや養育支援訪問事業等を通じて、親子の心身の健康づくりに取り組みます。

② こども・保護者の居場所づくり

(主な担当課：子育て定住推進課／協働団体：社会福祉協議会、住民自治組織)

乳幼児親子の孤立を防ぐため、子育て支援センターや認定こども園、保育所開放等により、地域とつながる機会を創出します。

こどもたちが、地域の大人等による見守りの中、放課後等に安心して過ごせるよう、多様な居場所づくりに取り組みます。

③ 生活困窮世帯等への生活支援

(主な担当課：保健福祉課)

生活に困窮する保護者等に対して、自立に向けた相談や家計改善の相談、家事等の生活支援を行うなど、家庭への適切な支援を実施します。

(3) 就労支援の充実

① 保護者の就労支援

(主な担当課：子育て定住推進課、保健福祉課)

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所・放課後児童クラブ等による支援やこどもの居場所の確保に取り組みます。

生活に困窮する世帯の保護者に対しては関係機関と連携し、自立や就労につながるよう支援を行い、就労機会の拡大に努めます。

(4) 経済的支援の充実

① 母子・父子家庭医療費助成

(主な担当課：保健福祉課)

母子・父子家庭の親と子（18歳の年度末まで）の医療費の一部負担金（健康保険適用分）で月ごとに一定の金額を超えた分を申請により助成します。

② 児童扶養手当支給

(主な担当課：子育て定住推進課)

児童を養育しているひとり親または養育者へ児童が18歳になる年度末まで（一定の障害がある場合は20歳まで）手当を支給する制度です。

5-4 ヤングケアラーへの支援

●● 実施方針 ●●

- ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくために、こども、教育、福祉等の様々な分野が連携するとともに、町だけでなく、地域や民間事業者等とも協働しながら、対象となるこども、家庭を早期に発見し、支援につながる取組を進められるよう体制の強化、支援の充実に努めます。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
112	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーへの支援につながるよう、学校をはじめとする関係機関との情報共有や支援を進めます。	学校教育課 保健福祉課 子育て定住推進課/ 社会福祉協議会

※ ヤングケアラーとは、“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者”のことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

資料：こども家庭庁

5-5 いじめ・不登校・ひきこもりへの支援

実施方針

- いじめや不登校、ひきこもりなど、心身に困りごとを抱えるこどもの早期発見とともに、伴走型支援体制の充実を図ります。
- こどもが自己肯定感を育むことができるよう、世代間交流、遊び、学習、食事提供等、様々な形式の居場所のあり方を検討します。

実施事業・取組内容

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
113	いじめ・不登校への支援	スクールソーシャルワーカーを配置するとともにスクールカウンセラーを派遣するなど相談支援体制の充実に努め、児童生徒の状況に応じた支援を行います。	学校教育課
114	ひきこもり居場所支援事業	おおむね 15 歳から 64 歳のひきこもり状態にある方やそのご家族などを対象に、社会参加へ向けた居場所として「フリースペースまるもり」を開催します。	保健福祉課
115	子どもの心のケアハウス	学校生活に困難がある児童生徒の居場所づくりや学びの場として「子どもの心のケアハウス」を設置し、学校復帰や社会的自立を支援します。	学校教育課
116	適応指導教室「けやき教室」	こどもの悩みや心配事を指導員と一緒に考えます。また、不登校傾向にある児童生徒のための教室を運営します。	学校教育課

指標

指 標	現状 令和 5 年度 (2023)	目標 令和 10 年度 (2028)	出 典
要保護児童対策地域協議会会議及び研修会の実施回数	4回	4回	子育て定住推進課
虐待防止等研修会の参加人数	31人	45人	子育て定住推進課

【次世代の親・こども・家庭を持つことを希望する人への支援】

基本目標 6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす

6-1 子育てに関する意識の啓発

●● 実施方針 ●●

- 丸森町が「子育て支援のまち」であることを町内外に PR し、丸森町を担うこどもたちを自らのこども同様に地域ぐるみで育成していこうとする意識を高めます。
- 様々な機会を通じて丸森町の魅力を PR し、多くの人が丸森町へ移り住むきっかけづくりとなる取組を推進します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
117	子育て支援のまちPR	丸森町が「子育て支援のまち」であることを内外にPR し、町民意識の高揚を図ります。	子育て定住推進課
118	移住・定住・交流促進事業	移住に関心のある方に丸森町を知ってもらうため、移住フェアへの出展や SNS を活用した情報発信を行います。	子育て定住推進課

6-2 次世代の親の育成

●● 実施方針 ●●

- 将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
119	家庭教育セミナー	家庭教育の意義や重要性を認識し、家庭・学校・地域が連携して役割を果たすための共通理解を図ります。年1回、家庭教育セミナーを開催します。	生涯学習課/PTA 連合会
120	小中学生の子育て体験促進	学校・保育施設または保育所等連携の下に小中学生が就学前のこどもと交流する機会を拡充し、子育てに関する意識の醸成を図ります。	学校教育課/社会福祉協議会

6-3 若者への支援

●● 実施方針 ●●

- 就職説明会や起業支援セミナーを開催し、若い世代が町内で就労や起業ができるよう支援します。
- 結婚の希望を叶えるため、婚活や新婚生活を支援します。

●● 実施事業・取組内容 ●●

No	事業・取組名	事業・取組概要	担当課/協働団体
121	就職説明会の開催	町内企業への理解を深め、優秀な人材の町内企業への就職を促すため、若者層の町からの流出抑制及び流入促進を目的として、周辺の高등학교の生徒を対象とした説明会を開催します。	商工観光課
122	起業支援セミナーの開催	起業したい方や起業した方を対象に、必要な知識を学ぶことができるセミナーを開催します。	商工観光課
123	婚姻推進活動支援事業	結婚相談所の入会費や月会費等の一部を助成します。	子育て定住推進課
124	結婚新生活支援事業	婚姻に伴う新生活の経費（リフォーム、住宅賃借、引っ越し、住宅取得に係る費用）を助成します。	子育て定住推進課
125	若年世代交流事業	町民や町内で働く若者を対象としたイベントを開催し、交流の機会を創出します。	子育て定住推進課
126	同窓会への支援	若者世代の郷土愛の醸成、Uターンや定住促進を図るため、同窓会に要する経費（会場の使用に係る経費や町内で支出する飲食に係る経費等）を助成します。	企画財政課

●● 指標 ●●

指 標	現状 令和5年度 (2023)	目標 令和10年度 (2028)	出 典
丸森町に将来も住み続けたいと思う中高生の割合	39.3%	60%	中高生アンケート調査
家庭教育セミナーの参加人数	57人	80人	生涯学習課

第5章 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保 (子ども・子育て支援事業計画)

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる町内の区域のことです（子ども・子育て支援法第61条第2項）。保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案したうえで市町村が設定します。

本町においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として、教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な事業）の提供区域を次のとおり設定します。

図表 教育・保育提供区域の設定

■ 認定区分ごとの教育・保育提供区域とその考え方

認定区分	提供区域	考え方
1号認定（3～5歳）	町全域	区域数が多い（区域が狭い）場合は、町全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応がとりにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続が必要になる場合もあります。 一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、町全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。 そのため本町は、町全域を一つの区域とすることで、町全体のニーズに対応できるため、提供区域を「町全域」とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

■ 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域とその考え方

地域子ども・子育て支援事業等においては、各サービスの実施体制や提供する拠点施設の配置状況を踏まえ、第二期計画に引き続き町内全域を1区域として実施します。

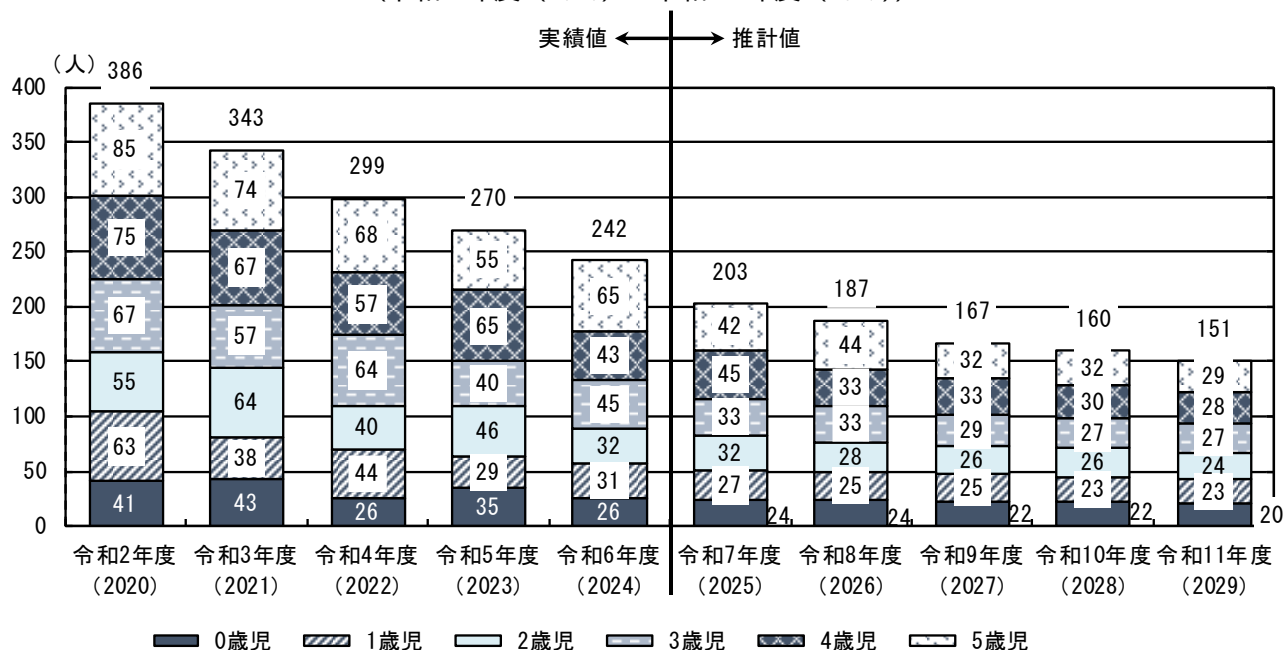
第2節 教育・保育の提供

1 計画期間における児童数の見込み

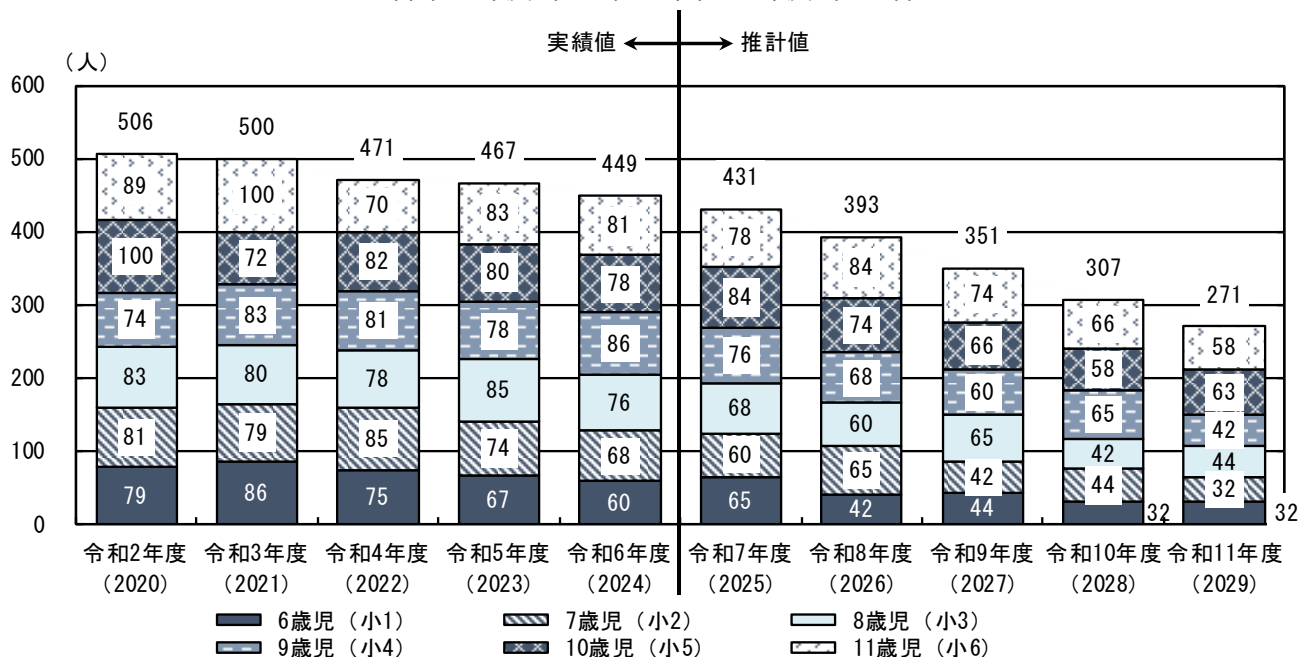
近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は以下のとおりです。

計画期間における推計では、引き続き児童数の減少が予測されています。

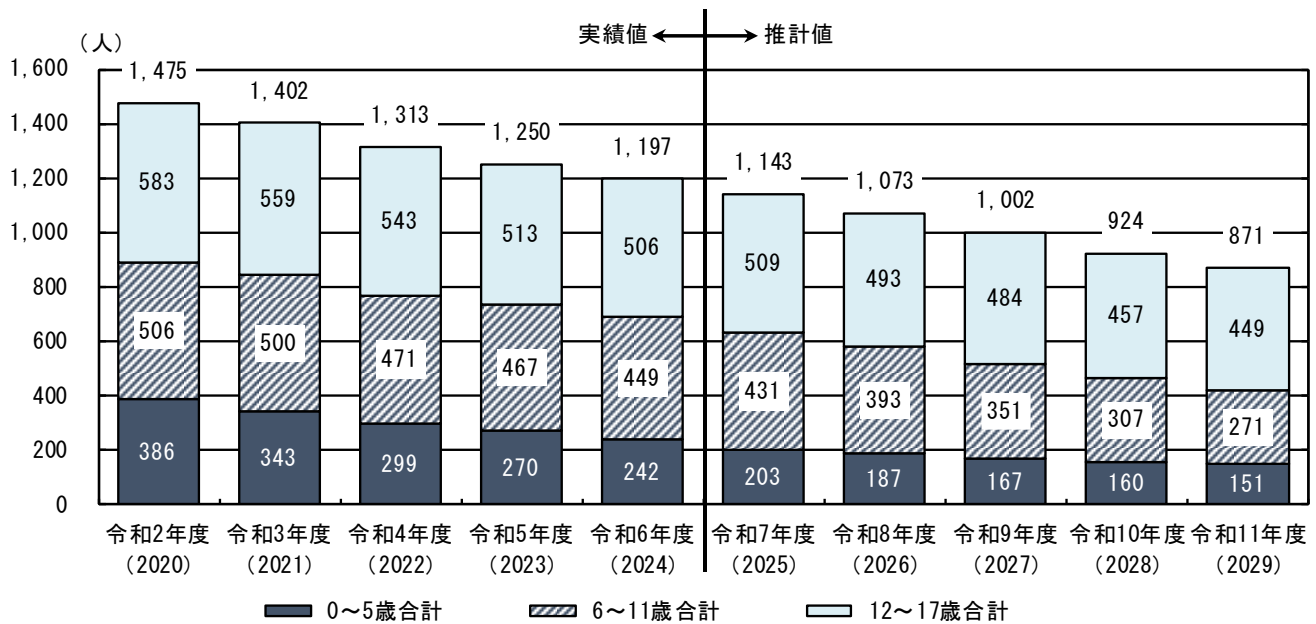
図表 児童数の推移（0～5歳）
（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））



図表 児童数の推移（6～11歳）
（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））



図表 児童数の推移（0～17歳）
（令和2年度（2020）～令和11年度（2029））



（単位：人）

	実 績 値					推 計 値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0～5歳	386	343	299	270	242	203	187	167	160	151
0歳	41	43	26	35	26	24	24	22	22	20
1歳	63	38	44	29	31	27	25	25	23	23
2歳	55	64	40	46	32	32	28	26	26	24
3歳	67	57	64	40	45	33	33	29	27	27
4歳	75	67	57	65	43	45	33	33	30	28
5歳	85	74	68	55	65	42	44	32	32	29
6～11歳	506	500	471	467	449	431	393	351	307	271
6歳	79	86	75	67	60	65	42	44	32	32
7歳	81	79	85	74	68	60	65	42	44	32
8歳	83	80	78	85	76	68	60	65	42	44
9歳	74	83	81	78	86	76	68	60	65	42
10歳	100	72	82	80	78	84	74	66	58	63
11歳	89	100	70	83	81	78	84	74	66	58
12～17歳	583	559	543	513	506	509	493	484	457	449
12歳	95	87	100	69	83	80	77	83	73	65
13歳	74	96	87	100	72	83	80	77	83	73
14歳	98	73	95	88	100	72	83	80	77	83
15歳	98	96	70	94	89	98	70	80	78	75
16歳	114	97	95	69	90	88	97	69	79	77
17歳	104	110	96	93	72	88	86	95	67	76

注：実績は住民基本台帳（各年度4月1日）

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

令和2年～令和6年の住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例：0歳→翌年1歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

2 教育・保育施設の量の見込み及び確保方策

教育・保育施設の充実に向けて各認定区分における計画期間の「量の見込み」については、令和2年度～令和6年度の町内全体の児童数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに算出します。

また、設定した「量の見込み」に対応し、当該年度中にどのくらいの定員や施設数等を確保するか、という年度ごとの目標数値として「確保方策」をまとめます。

(1) 1号認定及び2号認定【3～5歳（教育・保育）】

【量の見込みの推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の3～5歳児数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに、利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保方策】

- 計画期間における利用は町全体で8～13人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
3～5歳児数	227	198	189	160	153	120	110	94	89	84
利用状況・量の見込み ①	31	25	21	20	17	13	12	10	9	8
1号認定(特定教育・保育施設) ※1を除く	31	25	21	20	17	13	12	10	9	8
1号認定(確認を受けない幼稚園) ※1を除く	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼児期の学校利用希望が強い ※1 新2号認定こども園幼稚園利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②	30	30	30	30	30	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	20	20	20	20	20
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②－①)	-1	5	9	10	13	7	8	10	11	12
利用率 (①÷3～5歳児数)	13.66%	12.63%	11.11%	12.50%	11.11%	10.83%	10.91%	10.64%	10.11%	9.52%

※特定教育・保育施設：保育所、認定こども園

※実績値のうち令和6年度は見込値

(2) 2号認定【3～5歳（保育）】

【量の見込みの推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の3～5歳児数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに、利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保方策】

- 計画期間における利用は町全体で70～98人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
3～5歳児数	227	198	189	160	153	120	110	94	89	84
利用状況・量の見込み ①	174	160	155	136	124	98	90	77	73	70
特定教育・保育施設	171	157	152	135	124	98	90	77	73	70
保育所	20	14	15	12	13	10	9	8	7	7
認定こども園	151	143	137	123	111	88	81	69	66	63
特定地域型保育事業	3	3	3	1	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②	180	180	180	141	141	101	101	101	101	101
特定教育・保育施設	180	180	180	141	141	101	101	101	101	101
保育所	26	26	26	11	11	11	11	11	11	11
認定こども園	154	154	154	130	130	90	90	90	90	90
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②－①)	6	20	25	5	17	3	11	24	28	31
利用率 (①÷3～5歳児数)	76.65%	80.81%	82.01%	85.00%	81.05%	81.67	81.82%	81.91%	82.02%	83.33%

※特定教育・保育施設：保育所、認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※実績値のうち令和6年度は見込値

(3) 3号認定【0歳（保育）】

【量の見込みの推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の0歳児数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保方策】

- 計画期間における利用は町全体で20人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
0歳児数	41	43	26	35	26	24	24	22	22	20
利用状況・量の見込み ①	9	22	15	21	21	20	20	18	18	17
特定教育・保育施設	9	22	13	21	21	20	20	18	18	17
保育所	0	4	0	3	2	2	2	2	2	2
認定こども園	9	18	13	18	19	18	18	16	16	15
特定地域型保育事業	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②	22	22	22	16	16	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	21	21	21	15	15	20	20	20	20	20
保育所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
認定こども園	18	18	18	12	12	17	17	17	17	17
特定地域型保育事業	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②－①)	13	0	7	-5	-5	0	0	2	2	3
利用率 (①÷0歳児数)	21.95%	51.16%	57.69%	60.00%	80.77%	83.33%	83.33%	81.82%	81.82%	85.00%

※特定教育・保育施設：保育所、認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※実績値のうち令和6年度は見込値

(4) 3号認定【1・2歳（保育）】

【量の見込みの推計方法】

- 計画期間の利用見込みについては、令和2年度～令和6年度の1・2歳児数、教育・保育施設の利用実績の推移をもとに利用率を推計し、将来児童数を乗じて算出しました。

【確保方策】

- 計画期間における利用は町全体で41～48人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

(単位：人)

区分	第二期実績値					第三期計画値				
	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
1・2歳児数	118	102	84	75	63	59	53	51	49	47
利用状況・量の見込み ①	95	72	66	60	50	48	45	44	43	41
1歳児	46	24	36	21	24	22	21	22	20	20
2歳児	49	48	30	39	26	26	24	22	23	21
特定教育・保育施設	94	71	66	58	50	48	45	44	43	41
保育所	8	4	11	7	3	5	4	4	4	4
認定こども園	86	67	55	51	47	43	41	40	39	37
特定地域型保育事業	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策 ②	83	83	83	68	68	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	79	79	79	64	64	50	50	50	50	50
保育所	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
認定こども園	73	73	73	58	58	44	44	44	44	44
特定地域型保育事業	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
需給状況 (②-①)	-12	11	17	8	18	2	5	6	7	9
利用率 (①÷1・2歳児数)	80.51%	70.59%	78.57%	80.00%	79.37%	81.36%	84.91%	86.27%	87.76%	87.23%

※特定教育・保育施設：保育所、認定こども園

※特定地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※実績値のうち令和6年度は見込値

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業について

妊娠・出産期からの切れ目のない支援をする「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。地域子ども・子育て支援事業の提供体制（量の見込み・確保方策）については、これまでの利用実績と地域の実情等を勘案し設定しています。

（1）利用者支援事業

- こどもまたはこどもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業です。

妊婦等包括相談支援事業【新規】は、妊娠期から妊婦とその配偶者に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行い、産前・産後の不安に寄り添うことで安定的な養育環境を整えられるよう、必要な支援につなげる伴走型相談支援です。

【量の見込みの推計方法】

- 妊婦等包括相談支援事業は、当該年度の母子健康手帳交付者と見込み、1人当たり平均相談回数（3回）を乗じて見込みます。

【確保方策】

- こども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等に対しきめ細かな支援を実施します。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	か所	3	3	3	3	3
基本型	か所	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
確保方策	か所	3	3	3	3	3
基本型	か所	2	2	2	2	2
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1
量の見込み	延べ 回数	72	66	66	60	57
面談回数 （妊婦包括相談支援事業型）						
確保方策	延べ 回数	72	66	66	60	57
面談回数 （妊婦包括相談支援事業型）						

(2) 延長保育事業

- 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みの推計方法】

- これまでの利用実績をもとに算出しています。

【確保方策】

- 保護者の就労形態などに配慮したサービスの提供体制を確保します。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	人	71	67	62	60	57
確保方策	人	71	67	62	60	57

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

- 本町では、独自の事業として保育料等無償化事業において副食費の無償化を行っているほか、町立小中学校入学準備支援事業等を実施し、必要な物品の購入に要する費用の経済的な負担軽減に取り組んでいます。今後も引き続き支援の必要な世帯の把握に努め、費用負担の軽減に努めます。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行い、参入促進・能力活用を支援します。

(5) 放課後健全育成事業

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの推計方法】

- 令和 7 年度以降の利用割合もこれまでの利用率と同程度で推移すると予測し、各年度の学年ごとの利用児童数を推計します。

【確保方策】

- 町内 7 か所の施設において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み① (1～6 年生)	人	152	138	124	108	96
低学年 (1～3 年生)	人	94	85	76	66	59
1 年生	人	36	32	29	25	22
2 年生	人	33	30	27	23	21
3 年生	人	25	23	20	18	16
高学年 (4～6 年生)	人	58	53	48	42	37
4 年生	人	28	25	23	20	18
5 年生	人	18	17	15	13	11
6 年生	人	12	11	10	9	8
確保方策②	人	275	275	275	275	275
全学年 (1～6 年生)	人	275	275	275	275	275
施設数	か所	7	7	7	7	7
需給状況 (②－①)	人	123	137	151	167	179

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

- 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

【確保方策】

- 保育ニーズを把握し利用が生じた場合に備え、児童相談所等、広域において保護を適切に行うことができる施設の確保について引き続き検討します。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	人日	－	－	－	－	－
確保方策	人日	－	－	－	－	－

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

- 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

【量の見込みの推計方法】

- 当該年度の 0 歳児すべてに実施することを目的としているため、各年度の「将来児童数（0 歳児）」を見込み量としています。

【確保方策】

- 本事業の実施にあたっては、引き続き保健師等の専門職及び主任児童委員が乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児不安の軽減を図ります。
- 新たに実施する児童育成支援、親子関係形成支援等の対象となる状況の把握につながるよう実施体制や情報共有体制の確保に努めます。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	人	24	24	22	22	20
確保方策	人	24	24	22	22	20

(8) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業等

① 養育支援訪問事業

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、助言・指導等）を行う事業です。

【量の見込みの推計方法】

- 事業実績から、各年度の0～5歳児の「利用出現率」を算出し、「児童数」、「利用出現率」の2つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「将来児童数」に「利用出現率」を乗じて「利用者数」を推計しています。

【確保方策】

- 養育支援が必要な家庭を訪問し、相談に応じるなど、子育ての負担軽減を図るとともに、訪問援助を通じて新たに実施する子育て世帯訪問支援や児童育成支援、親子関係形成支援等の対象となる状況の把握につながるよう実施体制や情報共有体制の確保に努めます。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	人	10	9	9	9	9
確保方策	人	10	9	9	9	9

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、地域ネットワーク構成員（関係機関等）の専門性強化及び連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保方策】

- 児童虐待の予防、早期発見やこどもの適切な保護のために、丸森町こども家庭センター「WARASKO」を調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。要保護児童対策地域協議会では、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで、子どもを守る取組を推進します。

③ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

- 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が住む家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、引き続き相談事業や訪問、健診等の様々な機会や関係機関との連携を通じて対象者の把握に努め、すべての要支援者が支援につながるよう取り組みます。

④ 児童育成支援拠点事業【新規】

- 虐待を防止し、児童にとって最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。
- 児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、町内での居場所づくりとともに、支援の必要な児童の把握に努め、適切に支援につながる体制を確保します。

⑤ 親子関係形成支援事業【新規】

- 親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

【確保方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、支援につながる体制を確保します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

- 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。

【量の見込みの推計方法】

- これまでの利用傾向が今後も同様に推移することを見込み算出しています。

【確保方策】

- 町内 2 か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要な利用量を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	人回	1,050	970	870	830	780
確保方策	人回	1,050	970	870	830	780
施設数	か所	2	2	2	2	2

(10) 一時預かり事業

① 幼稚園の在園児を対象とした預かり保育（幼稚園型）

- 幼稚園または認定こども園の幼稚園機能を利用している児童で、降園以降や長期休業期間等にやむを得ず保育を希望する場合に利用できる事業です。

【量の見込みの推計方法】

- 「幼稚園機能利用者」、「年間延べ利用数」から「1人当たり利用数」を算出し、「幼稚園機能利用者」、「1人当たり利用数」の2つの推移傾向が計画期間も同様に推移することを見込み、「幼稚園機能利用者」に「1人当たり利用数」を乗じて「年間延べ利用人数」を推計しています。

【確保方策】

- 町内 2 か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要な利用量を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	人日	69	67	63	60	56
確保方策	人日	69	67	63	60	56

② 保育所等による一時預かり（幼稚園型以外）

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの推計方法】

- これまでの利用実績をもとに算出しています。

【確保方策】

- 町内 2 か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要な利用量を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	人日	70	58	52	50	44
確保方策	人日	70	58	52	50	44

(11) 病児保育事業（病後児）

- 病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

【量の見込みの推計方法】

- これまでの利用実績をもとに算出しています。

【確保方策】

- 町内 1 か所で実施している現在のサービス提供基盤から、必要な利用量を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	人日	4	4	4	4	5
確保方策	人日	4	4	4	4	5

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡と調整を行う事業です。

【確保方策】

- 保護者のニーズを把握するとともに、地域で子育て支援を行う団体や個人を育成・支援するなどして、事業導入の可能性について検討します。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み	人日	—	—	—	—	—
確保方策	人日	—	—	—	—	—

(13) 妊婦健康診査事業

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、医療機関等で定期的に行う健診費用を助成する事業です。

【量の見込みの推計方法】

- 当該年度の前年度の0歳児数を母子健康手帳交付者と見込み、1人当たり利用回数（12回）を乗じて見込みます。

【確保方策】

- 妊娠・出産にあたり、支援を要する妊婦を早期に発見するとともに、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、切れ目のない支援体制の確保に努めます。

区分	単位	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み						
母子健康手帳交付者数	人	24	22	22	20	19
利用回数	人回	288	264	264	240	228
確保方策						
母子健康手帳交付者数	人	24	22	22	20	19
利用回数	人回	288	264	264	240	228

(14) 産後ケア事業

- 出産後 1 年以内の母子を対象に、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的として実施する事業で、宿泊型、通所型、訪問型があります。

【量の見込みの推計方法】

- 本町では令和 5 年度から、本事業を実施しており、毎年度延べ 5 人の利用実績があります。実績をもとに、令和 7 年度以降も同程度の利用を見込みます。

【確保方策】

- 母子健康手帳交付、妊娠期の面談、新生児訪問等の伴走型相談支援を通し、すべての母子への周知を図り、支援につながる体制を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	人日	5	5	5	5	5
確保方策	人日	5	5	5	5	5

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和 7 年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図ったうえで、令和 8 年度より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

そのため、本町においても令和 8 年度からの本格実施に向けて検討することとします。

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要】

- すべての自治体で利用できる制度で、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、こどもが保育所等で過ごす機会を保障することを目的としています。
- 生後 6 か月から 2 歳までのこどもを、月に 10 時間まで、保育所等に預けることができる制度です。

【確保方策】

- 各年度 24 人日の利用を見込みます。
- 保育施設にすでに通っている児童と一緒に保育を行う「一般型（在園児合同）」または、利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる「余裕活用型（空き定員活用）」等により、実施体制を確保します。

区分	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
3 歳児未満(教育・保育施設未利用者)	人		12	11	10	9
量の見込み	人日		24	24	24	24
確保方策（受入可能数）	人日		24	24	24	24
施設数	か所		1	1	1	1

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 丸森町子ども・子育て会議による進捗評価

本計画を推進するため、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において確認し、毎年度評価を実施していきます。

また、子ども・子育て会議では、教育・保育事業等の需要計画内容と実際の認定及び利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には必要に応じて修正を行います。なお、大幅な修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する町の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②町の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③町の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、こども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

本町がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の周知

本計画は、子育てに関わる関係者をはじめ、多くの町民の理解・協力が重要であることから、本町が活用している様々な媒体を活用して、広く町民に知らせていきます。

また、こども・子育て支援の取組についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画に基づく各種施策の推進については、実効性を高めるため、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認するほか、庁内で組織する丸森町こどもの未来を全力応援推進本部を活用し、総合的かつ計画的に取り組めます。

また、本町が実施している行政評価制度により、各事業を評価・検証し事業の改善や計画の進行管理を行っていきます。

2 成果指標と目標数値

本計画では、成果指標と目標数値を設定し、施策・事業による効果を客観的に把握します。

また、計画最終年度に成果指標を評価・検証することで、新たな計画の着実な推進と必要に応じた見直しにつなげます。

図表 成果指標・目標数値一覧

指 標	現状 令和5年度 (2023)	目標 令和10年度 (2028)	出 典
基本理念「すべてのこどもが置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって 幸せな状態（ウェルビーイング）で健やかに成長できるまち」の実現			
こどもの主観的幸福感（生活満足度） （7点以上と答えた割合）	58.8%	70%	児童生徒生活実態調査
子育てしやすいまちだと感じる保護者の割合	32.9%	70%	保護者アンケート調査
基本目標1 親とこどもが健康な生活を送ることができる			
支援が必要な妊産婦・こどもに対する支援 割合	93%	100%	各種健診の経過観察者の支 援状況
妊婦健診受診率	100%	100%	受診者数÷対象者数
乳幼児健診（1歳6か月）においてこども のことで心配がある保護者の割合	24%	20%	保護者への聞き取り調査
基本目標2 切れ目なく支援につながり、安心して子育てができる			
子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者 の割合	54.3%	30%	保護者アンケート調査
丸森町は教育・保育の環境が充実してい ると感じる保護者の割合	49.5%	80%	保護者アンケート調査
I C Tによる子育て支援情報の発信数	270件	300件	子育て定住推進課
基本目標3 地域とともにこどもの健やかな成長を支える環境がある			
ふるさと学習実施回数	58回	60回	学校教育課
住民自治組織子ども・子育て関連事業数	26回	26回	企画財政課
基本目標4 仕事と子育ての両立ができる			
保育所等待機児童数	0人	0人	子育て定住推進課
こどもと接することに喜びを感じる保護者 の割合	94.5%	95%	保護者アンケート調査
経済的・時間的に「余裕」があると感じて いる保護者の割合	30%	60%	保護者アンケート調査
基本目標5 こども・家庭の状況に応じたきめ細かな支援を受けることができる			
要保護児童対策地域協議会会議及び研修会 の実施回数	4回	4回	子育て定住推進課
虐待防止等研修会の参加人数	31人	45人	子育て定住推進課
基本目標6 結婚や子育てに希望の持てる人を増やす			
丸森町に将来も住み続けたいと思う中高生 の割合	39.3%	60%	中高生アンケート調査
家庭教育セミナーの参加人数	57人	80人	生涯学習課

資料編

資料編

資料1 策定経過

年 月 日	概 要
令和6年1月24日	令和5年度第1回丸森町こどもの未来を全力応援推進本部会議 ・第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画策定の進め方について協議 ・アンケート調査について協議
令和6年2月6日	令和5年度第1回丸森町子ども・子育て会議 ・第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画の策定について協議 ・アンケート調査について協議
令和6年2月20日～ 令和6年3月8日	「丸森町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」 「こどもの生活に関する実態調査」
令和6年7月31日	令和6年度第1回丸森町子ども・子育て会議 ・第二期丸森町子ども・子育て支援事業計画の事業評価について協議 ・アンケート調査の集計結果概要について報告 ・第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画の骨子について協議 ・計画策定スケジュールについて協議
令和6年12月19日	令和6年度第2回丸森町子ども・子育て会議 ・第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画案について協議
令和7年2月10日	令和6年度第1回丸森町こどもの未来を全力応援推進本部会議 ・第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画案について協議
令和7年2月14日～ 令和7年2月28日	第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント（意見公募）の実施
令和7年3月3日	令和6年度第3回丸森町子ども・子育て会議 ・第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画最終案について協議

資料2 丸森町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する総合的な施策を推進するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、丸森町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本町の子育て支援に関する総合的な計画の策定及び施策の実施状況について調査審議すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に規定する事項に関すること。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、町長に建議することができる。

(組織等)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、非常勤とする。

(会長等)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て定住推進課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和39年丸森町条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

丸森町子ども・子育て会議	会長	//	//	7,380 円	//	
	委員	//	//	6,880 円	//	

附 則 (平成27年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月18日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 丸森町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年2月6日～令和8年2月5日

(順不同)

No	氏 名	所属団体等	備 考
1	森 邦 弘	丸森たんぽぽこども園父母の会 会長	任期:令和6年7月31日～
2	根 元 亮	丸森ひまわりこども園保護者会 会長	
3	鳥 居 恵理香	丸森小学校PTA 会長	任期:令和6年7月31日～
4	渡 辺 和 人	舘矢間小学校PTA 会長	任期:令和6年7月31日～
5	菊 地 利 行	丸森中学校PTA 会長	
6	ハ 巻 美紀子	主任児童委員	
7	荒 井 タ 香	社会福祉法人 丸森町社会福祉協議会 総務・子育て支援班長	
8	佐 藤 千賀子	丸森たんぽぽこども園 園長	
9	太 田 茂 樹	特定非営利活動法人そのつ森 代表理事	
10	馬 場 純 子	在学青少年教育相談員	職務代理者
11	佐 藤 勝 彦	教育委員	会長

資料4 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

あ行

●ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指します。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含みます。（出典：こども家庭庁のHPより）

●オレンジリボン運動

「オレンジリボン運動」は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。（出典：認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワークのHPより）

か行

●可処分所得

所得から所得税、住民税、社会保険料、固定資産税・都市計画税及び自動車税等を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当します。

●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為です。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクトなどがあります。

●協働

異なる主体が何らかの目標を共有し、共に力を合わせ活動することです。一般的な概念ではありませんが、本計画では、住民や関係機関と行政が対等な立場で目的を共有しながら、連携・協力して本計画に関わる様々な課題の解決に取り組むパートナーシップの在り方を表現する概念として用いています。

●こどもの権利

すべてのこどもが心身ともに健康に育つために必要とされる権利です。こどもの権利には、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」があります。こどもは大人と同じように人権を持っていますが、その一方で、特別な保護が必要とされています。

●こどもの貧困

相対的貧困のことを指します。相対的貧困とは、その国の等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯のことを指し、こどもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況のことを指します。

本計画では、生活実態調査をもとに「等価世帯収入」による分類を行い、「等価世帯収入の中央値の1/2未満（122.9万円未満）」を貧困としています。

さ行

●自己肯定感

ありのままの自分を認め、尊重する感覚のことです。自分と他人を比較することなく、自己の価値を認識する心の状態を指します。

●児童相談所

児童福祉法に基づいて、こどもの福祉を守るために設置された公的な機関です。18歳未満のこどもに関するあらゆる問題について、こどもや保護者などからの相談に応じ、こどもの最善の利益を図るために、こどもや保護者に最も適した援助や指導を行う機関のことです。

●児童発達支援

未就学の障害のあるこどもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

●児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のために支給される手当のことです。

●児童養護施設

児童福祉法に基づく施設で、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能を持っています。

●社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織です。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等があります。

本計画における協働団体は、「丸森町社会福祉協議会」です。

●主任児童委員

地域の児童問題の相談支援を専門に行う児童委員で、児童委員と一体となって関係機関との連携を図る役割を担っています。

●スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で児童や生徒及び保護者などの心のケアや支援を行う専門職です。

●スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題に対して、教育及び社会福祉等の専門知識を活用し、保護者や教員と協力しながら解決に向けた支援を行う専門職のことです。

た行

●テレワーク

テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことです。

●等価世帯収入

等価世帯収入とは、世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもので、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いた、いわゆる「手取り収入」）を世帯人員で調整した値です。

丸森町の等価世帯収入は生活実態調査の回答から中央値は245.8万円、中央値の半分は122.9万円です。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の対象と確認する認定こども園、幼稚園及び認可保育所を指します。

な行

●認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。幼稚園、保育所等のうち、就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域において子育て支援を行う機能を備え、認定基準を満たす施設で、都道府県知事から認定を受けた施設のことです。

●ネットワーク

一般的には、網目状の構造とその機能を意味しますが、社会福祉の領域では人間関係や各種機関のつながりの意味で用いることが多く、地域における住民同士の複数の関係のつながり（情報や感情の交流）などを指すものとして使われています。

は行

●ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態と定義されています。

●ファミリー・サポート・センター

「子育ての支援を受けたい人（依頼会員）」と「子育てを支援できる人（提供会員）」が会員登録をし、用事があるときなどに依頼会員がファミリー・サポート・センターに連絡し、センターが橋渡し役となり、提供会員が一時的にお子さんの世話を有料で援助する会員組織です。

●放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後等に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

●放課後等デイサービス

就学している障害のあるこどもに対して、授業の終了後または休校日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う福祉サービスです。

●ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のことです。

や行

●ヤングケアラー

病気や障害のある家族・親族の介護・面倒に忙殺されていて、本来受けるべき教育を受けられなかったり、同世代との人間関係を満足に構築できなかった子どもたちのことです。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護または要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関が情報を共有し、連携協力のもと支援を行うための協議会のことです。

ら行

●療育

障害のある子どもやその可能性のある子どもを支援する取組です。発達を促し、自立した生活を送れるようにすることを目的としています。

わ行

●ワンストップサービス

地方自治体におけるワンストップサービスとは、各種行政手続等を1か所または1回の手続で提供することを指しています。

英数字

●DV

ドメスティック・バイオレンスの略称です。広い意味では家庭内弱者（女性・子ども・高齢者・障害者など）への虐待や暴力、一般的には夫婦や恋人など、親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のことです。

●ICT

Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称で通信技術を活用したコミュニケーションを指します。

第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和7年3月

発行者：宮城県丸森町（子育て定住推進課）

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋 120 番地

TEL：0224-72-3013 FAX：0224-72-3040（直通）

町ホームページ：<https://www.town.marumori.miyagi.jp/>

